

議 事 日 程 第 3 号

令和2年2月28日（金）午前10時開議

日程第1 代表質問

日程第2 議案の付託

日程第3 請願の付託

日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	小 久 保	広 信	議員	2 番	影 澤	政 夫	議員
3 番	我 妻	徳 雄	議員	4 番	太 田	克 典	議員
5 番	山 田	富 佐 子	議員	6 番	佐 藤	弘 司	議員
7 番	高 橋	壽	議員	8 番	高 橋	英 夫	議員
9 番	山 村	明	議員	10 番	堤	郁 雄	議員
11 番	関 谷	幸 子	議員	12 番	遠 藤	正 人	議員
13 番	島 軒	純 一	議員	14 番	工 藤	正 雄	議員
15 番	齋 藤	千 恵 子	議員	16 番	成 澤	和 音	議員
17 番	中 村	圭 介	議員	18 番	鳥 海	隆 太	議員
19 番	古 山	悠 生	議員	20 番	井 上	由 紀 雄	議員
21 番	小 島	一	議員	22 番	島 貫	宏 幸	議員
23 番	木 村	芳 浩	議員	24 番	相 田	克 平	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	中 川 勝	副 市 長	井 戸 將 悟
総 務 部 長	後 藤 利 明	市民環境部長	堤 啓 一
健康福祉部長	小 関 浩	産 業 部 長	菅 野 紀 生
建 設 部 長	杉 浦 隆 治	会 計 管 理 者	猪 俣 郁 子
上下水道部長	高 野 正 雄	病院事業管理者	渡 邊 孝 男
市 立 病 院 事 務 局 長	渡 辺 勅 孝	総 務 課 長	安 部 道 夫
財 政 課 長	遠 藤 直 樹	総合政策課長	安 部 晃 市
地域振興主幹	我 妻 重 義	秘書広報課長	森 谷 幸 彦
教 育 長	大河原 真 樹	教育管理部長	渡 部 洋 己
教育指導部長	今 崎 浩 規	選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄
選挙管理委員会 事 務 局 長	村 岡 学	代表監査委員	森 谷 和 博
監 査 委 員 長 事 務 局 長	片 桐 茂	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 事 務 局 長	穴 戸 徹 朗		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	三 原 幸 夫	事 務 局 次 長	細 谷 晃
庶 務 係 長	金 子 いく子	議事調査係長	渡 部 真 也
主 任	藤 崎 優 一	主 事	齋 藤 拓 也

午前 9時59分 開 議

○鳥海隆太議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 代表質問

○鳥海隆太議長 日程第1、代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

市民平和クラブ、3番我妻徳雄議員。

〔3番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○3番（我妻徳雄議員） おはようございます。

市民平和クラブの代表を務めております我妻徳雄です。

市民平和クラブでは、今回の代表質問に当たり、4人で質問項目を相談し、内容について議論を重ね、それぞれの分担を決めて質問原稿を書き上げました。そんな関係で、質問の内容も非常に多くなっています。ぜひとも簡潔な答弁を努めていただければというふうに思います。さらには、4人でそれぞれ原稿を書きましたので、言い回しなどについても少し違いがあるかもしれません。その点については御勘弁いただいて、それでは早速質問に入ります。

大項目の初めに、新年度市政運営方針について伺います。

2019年10月発表の都道府県の令和元年度地域別最低賃金額では、全国で一番高い東京都の最低賃金時間額は1,013円です。一方、山形県は全国で最低の790円です。地域格差は223円にも及びます。

賃金の地域格差が広がり続けています。その結果、若い労働力は都市部へ流出し、地方の疲弊が広がっているのではないのでしょうか。仕事内容がほぼ同じなのに、働いている場所で賃金の格差が

生じるのは不公平ではないのでしょうか。本市経済のためにも、賃金格差をなくすことが重要と考えます。本市の見解をお聞かせください。

非正規雇用がふえ続け、働く者の4割近くにも達しています。その結果、最低賃金ぎりぎりです仕事をしている方も少なくありません。本市で働く労働者の所得をふやすことは、地域の活性化にもつながると考えられます。その対策をどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

令和2年度市政運営方針主要施策についてお聞きします。

挑戦し続ける活力ある産業のまちづくりでは、電動レンタサイクルの整備等を行い、観光客の広域周遊に伴う本市滞在時間の増加や利便性向上を図るとしています。大賛成です。ただ、町なかの周遊を進めるには、歩きたくなるような、あるいは自転車で走りたくなるような町並みや景観の整備を一層進めなければならないと考えます。また、自転車で周遊する場合は、交通安全対策も今まで以上に進めなければなりません。本市の考えをお聞かせください。

森林環境譲与税の活用についてですが、基金に積み立てることも大事かもしれませんが、きちんとした活用を考えてはどうでしょうか。例えば、周辺部で大変な問題となっている猿害対策に活用するとか、効果的な活用を進めてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

郷土をつくる人材が育つ教育と文化のまちづくりでは、小学校の「統合に向けた準備を行うとともに、（仮称）南西中学校の開校に向けた準備として、本市の学校給食に関する検討を行うため、学校給食検討委員会を設置します」としています。

本市は、学校給食を教育の一環であると位置付けてきました。さらに、食育の観点や食の安全の面なども考え、四中新築のときも給食室を設置し、自校方式の給食の提供を提案しました。しかし、十分な検討がなされた節が見受けられずに、親子方式の給食となりました。（仮称）南西中学校の

新築に当たっては、給食室の設置を含め、自校方式と親子方式の比較検討を十分に行っていたきたいと考えます。本市の見解をお聞かせください。

本市の学校給食では、化学調味料を使わずに調理しています。また、できるだけ地元産食材を使うなど、さまざまな工夫と努力で高水準の給食を提供しています。この長年培われてきた技術の継承をきちんと行っていかなければなりません。本市はどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

子育てと健康長寿を支えるまちづくりについては、世帯全体の問題を丸ごと受けとめる「断らない総合相談体制」の構築を検討していきますとしています。これは大変大事なことを考えます。この体制の構築とは、具体的にどのようなものなのでしょうか。また、人材をどのように確保するのでしょうか、お尋ねいたします。

持続可能なまちづくりについてお聞きします。

3月から証明書等のコンビニ交付サービスを開始するわけですが、コンビニ交付サービスを受ける前提となるマイナンバーカードの普及はどのような状況でしょうか。また、「休日窓口の拡充等により、市民が申請しやすい環境づくりを行い」とありますが、これは具体的にどのようなサービスなのでしょうか、お知らせください。

首都圏で交流イベントを開催する米沢ファン増プロジェクト事業を実施するとしています。本市の魅力は、自然の豊富さ、そして歴史と人材ではないのでしょうか。本市の魅力をどのように伝え、住みやすさを発信していくのでしょうか、お尋ねいたします。

大項目の2点目に、指定管理者制度導入の効果と検証について伺います。

指定管理者制度は、2003年の地方自治法の改正により、多様化する住民ニーズに対して効果的・効率的な対応をするため、また民間の能力やノウハウを活用し、住民サービス向上、そして経費の

節減を図ることを目的に導入されました。本市でも、2006年度より指定管理者制度を導入しました。指定管理者導入の効果についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

制度運用全体の実績を振り返り、利用者を満足させる効果が発揮できているのか、民間活力を生かした成果は上がっているのか、指定管理者制度にそぐわないものはないのかなどの検証がきちんとできているのでしょうか。

指定管理者の選定に当たり、指定管理者の選定における審査では、管理に係る経費が0点のケースが続出しています。管理に係る経費の審査方法に問題はないのでしょうか。

また、本市では指定管理者の雇用の状況について毎年度調査を行っています。その状況をお知らせください。

大項目の3点目に、業務量に見合った職員数の確保と非正規職員の待遇改善について伺います。

総務省の地方公共団体定員管理調査によりますと、全国の地方公務員の正職員数はピーク時の1994年よりも約54万人減少しています。本市においても、正職員数の減少が続いています。さらに、2015年に職員定員適正化計画を定め、2021年までに職員数を43人削減する目標を定めています。職員数削減については、業務量をしっかりと把握することが大前提であることを再三にわたって指摘してきました。しかし、業務量を数値化していることの根拠については、いまだ言及がありません。

この定例会の補正予算案に退職手当の大幅な増額補正が計上されています。これは、予定外の退職者がふえていることを示します。特に、若い人、そして管理職の退職年齢前退職者も多くなっています。この傾向が昨今続いています。退職年齢前退職者がふえていることについての認識をお聞かせください。

市政運営方針の冒頭部分で、市長は「職員一人ひとりが最大限に能力を発揮することができる

市役所」と職員のあるべき姿に触れ、その「リーダーたる市長であるべきと努めてまいりました」と述べています。業務量が増大し、職員不足が進んでいないでしょうか。職場が疲弊し、新しいことに積極的に取り組む気概が失われつつあるように見受けられます。長期病休取得者はふえていないでしょうか。定年まで働き続けることができる職場をつくり上げることが重要と考えます。本市の考えをお聞かせください。

次に、職員採用試験における追加募集の現状を踏まえて伺います。

我が国は、急速な少子化、高齢化、人口減少が進み、さまざまな職種において人員不足が生じています。本市の職員採用試験においても、応募者数が減少し、特に技術職等で追加募集が続いているのではないのでしょうか。その状況をお知らせください。

新年度からの新たな業務として大規模災害時における職員派遣に関連してコミュニティセンター等で避難所開設を担当する市職員の配置を掲げています。これは、さきの市長選挙の際に中川市長が公約にしたものです。昨年の台風19号では、本市においても避難所が開設されるなど、大規模自然災害がいつどこで起きてもおかしくない状況が続いています。市職員の皆さんが避難所の開設や運営に指導的役割を果たすことについて、その必要性を否定するものではありません。

しかしながら、業務量の増大に見合った職員数が確保できなければ、ますます職場は疲弊してしまいます。加えて本市では、今後数年間で多くの職員の皆さんが定年退職を迎えます。今後の職員数の見通し、人員の確保策について当局の見解をお聞かせください。

冒頭申し上げましたとおり、全国の地方公務員数が減少する一方で、非正規公務員は2005年に約45万人でしたが、2016年には約64万人にまで増加しています。本市の2019年度の臨時職員、嘱託職員は、教育委員会や市立病院も含めて550人にも

上ります。3人に1人が非正規労働者というのが現状です。しかも、業務内容が正規職員とほとんど変わらないのに、年収200万円前後の低賃金であり、雇用期間も限られています。同一労働・同一賃金の理念から大きくかけ離れている現状が見受けられます。

こうした状況を踏まえ、法改正が行われ、会計年度任用職員として非正規職員にも期末手当や通勤手当、退職金が支給できるようになりました。本市においても、12月定例会で関連する条例が全会一致で整備されました。本市の新年度における会計年度任用職員の数と年収について、お知らせください。

恒常的な業務ならば、当然任期の定めのない正規職員で対応すべきなのに、そうはなっていません。非正規職員が雇用期間を区切られて次々と交代していく、そういう実情にあるのではないのでしょうか。このたびの法律改正で任用根拠が整理されたとはいっても、非正規職員であることに変わりはないのではないのでしょうか。本市の見解をお示しください。

大項目の4点目に、地域公共交通網形成計画の策定について伺います。

この間、公共交通網の形成の重要性を多くの議員が述べてきました。そして、ようやく地域公共交通網形成計画の策定に向けて動き出しました。計画策定に当たっては、各種の調査を実施するようですが、きちんと市民のニーズを把握し、市民の声を聞く手法になっているのでしょうか。各地区でヒアリング調査などを実施し、多くの市民の声を反映させることが必要ではないのでしょうか。本市の考えをお聞かせください。

公共交通網は、市民の日常の足であることはもちろん、今後統合される小学校、中学校の児童生徒の通学手段としても利用できるものにすべきと考えます。スクールバスが生徒の通学以外に活用されていないのは、非常にもったいないと思います。公共交通にスクールバスが活用できれば、

コミュニティバスとの二重投資を防ぐこともできます。公共交通としてのスクールバスの活用を本市はどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

さらに、全国の多くの市町村で、スクールバスに市民や高校生の乗車を認める、いわゆる混乗化を行っています。また、日中の空き時間を一般市民向けに運行する「間合い運行」を実施しているところもあります。スクールバスを利用し、交通空白地域で公共交通として利用できないでしょうか、お尋ねいたします。

デマンド交通は、実施地区に居住の方は、実施地区から市内の中心部へ、あるいはその逆に中心部から居住地区への利用ができます。しかし、実施地区以外の居住者は、デマンド交通が利用できません。これは観光客も同じです。誰もが利用しやすいデマンド交通、公共交通にすべきと考えます。当局の見解をお聞かせください。

大項目の5点目に、地域福祉計画について伺います。

地域福祉計画案では、基本理念を「支えあいの“わ”で築く一人ひとりが輝くまち よねざわ」としています。全体的に自助・共助が強調されているように読み取れてなりません。そして、地域福祉活動圏域の重層的な圏域のイメージ図などからも、行政が市民から今まで以上に離れているように感じてしまいます。市民が行政を身近に感じ、市民に寄り添った福祉をどのように実施していくのでしょうか、お尋ねいたします。

国の言う「我が事・丸ごと」の本質は、「自助・互助・共助・公助」の総合福祉を徹底化し、支援の生産性と効率性を上げることで、社会保障費の支出抑制と公的責任のさらなる後退を図る手段にほかなりません。しかし、現在の日本は、地域コミュニティが脆弱化し、多くの人たちが苦しい生活を強いられているのが現状ではないでしょうか。

米沢市でも、高齢者のみの世帯や高齢者単身世

帯が増加しています。ともに支え合うと言っていますが、四六時中一緒にというわけにはなかなかいきません。きちんとした公助があって初めて共助があるのではないのでしょうか。隣組や町内会では、老老共助になってしまうのではないかとの懸念があります。今回の地域福祉計画は、この現状が欠けているように思われます。本市の見解をお聞かせください。

「ソーシャルワークができる専門性の高い人材の育成を目指し、知識・技術等を取得することへの支援や、事業者等の人材確保に向けた支援を進めていきます」としていますが、具体的な施策はどのようなものでしょうか、お知らせください。

大項目の最後に、市立病院の経営と将来像について伺います。

米沢市立病院新病院建設基本計画では、単に建設についてのみではなく、今後の医療連携・提供体制、加えて経営体制・手法についても提案しています。急性期医療、回復期医療の明確な役割分担を提起していることは、今後の医療体制強化と充実を目指す方策だと一定の評価をいたします。

しかし、これまでの当局の対応は、2023年度の開設に向けた議論の中では、建物イメージ、それに伴う土地の取得などのハード面に重きを置かれてきた感は否めません。今後、持続可能な地域医療について、病院の具体的な運営・経営についても、今まで以上に広く市民と共有し、議論を進める必要があると考えます。本市の見解をお聞かせください。

平成30年度米沢市立病院事業会計決算書では、4年連続して赤字幅が縮小しています。病院の経営努力を評価するものです。しかし、キャッシュ・フロー計算書において資金期末残高が3億5,531万4,105円となっております。一概には言えませんが、決算書上の月例費用は6億2,400万円程度必要と読み取れます。医業収益が上がれば、当然にして費用も上がります。将来的に、この構図は変わらないと思われます。問題は、米沢市立

病院新病院建設基本計画の収支計画でも提示のとおり、医業収益を医業費用が必ず上回る点です。しかも、医業収益と医業費用の差額が現状では6億3,000万円程度です。10年後の2032年の計画でも、3億5,400万円の開きがあるにもかかわらず、3億4,100万円の経営利益を見込んでいます。黒字化をどのように進めるのでしょうか、お尋ねいたします。

米沢市立病院の独立行政法人化についてですが、私たちは独立行政法人化について、何度か一般質問などでも取り上げ、独立行政法人化の問題点等について指摘をしてきました。独立行政法人化に伴い、議会や住民の監視が弱まってしまわないかとの懸念を持っています。そして、何より、新病院建設と同時に法人という組織体の中で、採算を重視する余り、経営側の独断的運営が強まるのではないかと心配する声も上がっています。独立行政法人化により、住民本位の医療体制に影響は出ないでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

また、非公務員化になることで、医療従事者が集まりにくくならないでしょうか。本市の考えをお聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 おはようございます。

我妻議員の御質問にお答えいたします。

私からは、1の市政運営方針についてのうち、賃金の地域格差是正についてと持続可能なまちづくりについて、2の指定管理者制度導入の効果と検証について、4の地域公共交通網形成計画の策定についてのうち、地域公共交通網形成計画の策定方法についてとデマンド交通の利用方法についてお答えいたします。

最初に、市政運営方針についてのうち、賃金の地域格差是正と持続可能なまちづくりについてお答えいたします。

地域別最低賃金は、最低賃金法に基づき、労働者の生計費や賃金に加え、通常の事業の賃金支払い能力を総合的に勘案して定めるものとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するとされております。そして、議員がお述べのとおり、山形県と東京都では地域別最低賃金に格差が生じておりますが、地域の実情である生活費用等の相違も考慮する必要があると考えております。

また、地域別最低賃金の格差が若い労働力の流出の一員と考えられるのではという御意見につきましては、民間のシンクタンクのレポートによりますと、必ずしも最低賃金額の地域差が人口移動を促す要因とはならず、都市部には地方よりも雇用の機会が多く、多様で豊富な商品やサービス等がそろっており、教育環境も充実しているといった要因が考えられるとの報告があり、さまざまな見方があるようでございます。

しかしながら、地域別最低賃金にかかわらず、都市部と地方の所得格差が人口の流出を招いている一要因とも考えられますことから、本市としましても、住民の福祉の向上を図ることが地方自治体の基本的役割でありますので、市内労働者の所得をふやしていくことが重要であると考えております。

そのためには、山形大学と市内企業の連携や技術移転、企業の生産性向上に向けた支援など、市内企業の製造品出荷額等や付加価値額の向上により、労働者の所得をふやしていくための取り組みを今後とも行ってまいります。

次に、持続可能なまちづくりについてのうち、米沢ファン増プロジェクト事業についてお答えをいたします。

本市では、米沢暮らしの魅力を多くの方々に知っていただくため、首都圏での移住イベントやセミナー開催などにより広くPRを行っております。

す。

その成果もあり、本市を頻繁に訪れる若い世代の米沢ファンが徐々にふえており、地域の方々との交流も深まっております。中には、米沢に来たことのない友人を伴い米沢にお越しいただいた方や首都圏のイベントで米沢ファンの目線から米沢の魅力を体験談を交えながら来場者に紹介してくれる方もおられ、本市の関係人口の増加にもつながっているところであります。

しかし一方で、米沢ファンは増加しているものの、首都圏での人的ネットワーク化が進んでいないため、本市や東京での交流イベントやセミナー、体験ツアーなどを広く周知する情報発信力が弱いという課題もあります。

そのため、令和2年度から米沢ファン増プロジェクト事業を立ち上げて、首都圏で米沢ファンが集まる交流イベントなどに支援を行い、定期的にイベントを開催していただくことで、米沢に興味や関心を持つ方をふやし、米沢ファン同士のネットワークが広がっていくことを期待しております。

具体的には、首都圏において若者を中心に秋の芋煮会のようなイベントを米沢の季節の食材を使用して開催することで、本市の自然の恵みを感じ、生産者の方々にも思いを寄せていただくなど、本市の自然を生かした暮らしの魅力を感じていただけるものと考えております。

首都圏にお住まいの米沢ファン及び米沢に興味や関心を持たれる米沢ファン予備軍の方々がこのイベントを通して出会い、つながり、お互いに情報交換することで、米沢ファンとなられ、本市にお越しいただくこととし、関係人口の拡大につながられるよう、事業を推進してまいります。

続きまして、指定管理者制度導入の効果と検証についてお答えいたします。

本市では、指定管理者による施設の管理運営が適切かつ円滑に行われているかを確認するため、毎年度、検証を行っております。

具体的には、施設所管課において前年度の施設の管理運営の状況について、指定管理者からヒアリングや実地調査に基づいて、管理運営に対する検証表を作成し、その中で改善が必要な項目については指定管理者に伝え、対応をお願いしております。

また、指定管理期間の最終年度には専用の評価シートに基づき、これまでの管理運営全体を振り返った総合的な評価を行い、その後、指定管理者による管理を継続するかどうか、継続する場合は公募・非公募の方針についても検討するなど、節目ごとに検証しておるところであります。

本市の指定管理者制度による効果として具体的な例を申し上げますと、指定管理者が施設を活用した独自の取り組みとして、市営体育館でスポーツ教室の開催を行ったり、多目的屋内運動場ではサッカースクールを実施しているなど、民間ならではの手法で多様なサービスが提供されている例が見られ、制度本来の趣旨である民間の能力、ノウハウ等を生かして住民サービスの向上を図るという目的が達成されているものと考えているところであります。

次に、指定管理者の選定における審査についてであります。審査基準はサービスの提供における質や体制とともに、管理経費も含めて総合的に判定しており、利用者の意見を取り入れるなどのサービス向上の項目や地域等の連携に関する項目、施設運営に必要な有資格者や人員の体制の項目のほかに、管理に係る経費を評価に加えた100点満点で判定し、100点満点中最大5点の配分枠と低く設定しており、市が提示した価格に対し提案する価格が近い場合は点数が低くなり、差が大きい場合は点数が高くなるようにしております。

こうした審査基準につきましても、これまでも議会から御意見をいただきながら適宜見直しをしてきたところでありますが、指定管理者制度につきましても、単に価格だけを重視するのではなく、管理運営能力や地域連携など、利用者への

サービスなど、その事業者がどれだけサービスを提供できるかなどに重きを置きながら、総合的な観点で審査を実施しております。

次に、雇用の状況についてであります。地方自治法に基づき、指定管理者には毎年度、施設の管理業務に関する実績報告を作成し、市へ提出していただいているところであります。

さらに、本市では議会からの御意見を踏まえて、この報告とあわせて、施設の管理運営に当たっていただいている方々の雇用の状況に関しても、独自の様式を作成し、従業員の給与等を報告していただいているところであり、施設所管課において毎年度、業務の実績とともに、適正な雇用体制がなされているか、しっかりと確認しておるところであります。

続きまして、地域公共交通網形成計画の策定についてお答えいたします。なお、スクールバスの活用については、教育長からお答えいたします。

初めに、地域公共交通網形成計画の策定方法についてであります。まず、公共交通を取り巻く課題を整理するため、市民アンケート調査、路線バスの乗降調査のほか、市民や学生を対象としたワークショップの開催など、さまざまな住民参加の手法を取り入れながら公共交通に関する実態や市民ニーズを把握したいと考えております。

また、地域によって課題や実情が異なりますので、各地域にお伺いしてヒアリング調査を実施するなど、より多くの市民の声をお聞きしたいと考えております。

それらの調査や課題整理を令和2年度に行い、令和3年度に計画を策定したいと考えております。

次に、デマンド交通の利用方法についてお答えいたします。

現在、本市で運行しているデマンド交通は、山上、田沢、広幡地区で運行している乗り合いタクシーがあります。

山上と田沢地区については、民間バス事業者が

廃止した路線を廃止代替路線として市民バスを運行していましたが、市民バスの利用者の減少や収支の悪化などにより、状況の改善と地域の生活の足としての地域の実情に合った公共交通の実現のために見直しを行った経緯があります。

この2つの地区では、地域での見直しの協議を重ねた結果、市民バスを取りやめ、乗り合いタクシーへ移行することとなりました。

移行による効果としましては、ドア・ツー・ドアによる乗りおりができることから、特に高齢者にとって利便性の向上につながったものと考えております。デメリットとしては、乗り合いタクシーを運行している地域外の方が利用できないことが挙げられます。

一方で、万世地区では、山上・田沢地区同様に地域で協議を行いました。運行時刻表等を見直した上で、誰もが利用できる市民バスの運行を継続することとなったものであります。

このように、地域住民の話し合いの中で、地域の実情に合った公共交通のあり方を検討し、乗り合いタクシーへ移行した地域においては、地域に密着した運行形態となっていることから、運行地区以外の方が利用することは、乗り合いタクシーの性質上、難しい状況であります。

他方、さきに述べましたように、地域公共交通網形成計画を策定する中で、市民ニーズに沿った持続可能な公共交通ネットワークを構築するためには多方面からの見直しが必要でありますので、バスやデマンド交通といった各交通機関の特性や必要性に応じた持続可能な公共交通網の方向性について検討してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

〔杉浦隆治建設部長登壇〕

○杉浦隆治建設部長 私からは、大項目1の(2)の御質問中、町なかの周遊を進めるためのまちなみ景観の整備についてお答えいたします。

町なか周遊の楽しさと魅力をアップするには、

お話しされましたとおり、沿道の景観づくりの役割も大変大事な点だと認識しています。

現在、本市が行っている景観形成の取り組みとしましては、景観法に基づく届け出制度を活用し、景観計画や指針に沿った良好な景観形成を進めるとともに、自転車や徒歩での観光の目的地となり得る松が岬公園周辺や上杉家廟所、米沢駅前周辺、小野川温泉などの景観形成重点地区については、建造物等を対象とした外観修繕のほか、景観的価値のある古民家等の歴史的建造物の保全事業に対する支援も実施しているところであります。

これらの事業や取り組みを今後も継続して積み重ね、市民意識の向上を促し、点から線へ、線から面へと積み上げていくことにより、よりよいまちなみ景観の形成に近づけ、そしてつなげていきたいと考えております。

また、将来的には、電動レンタサイクルの整備によって町なか周遊ルートが確立されてくるものと想定されますので、今後は周遊ルートに沿った良好なまちなみ景観形成への取り組みについても検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、(2)のうち、自転車の交通安全対策をどのように進めるのかと、(5)のうち、マイナンバーカードに関する質問についてお答えいたします。

最初に自転車の交通安全対策についてですが、令和元年12月には山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化や自転車の点検及び整備、乗車用ヘルメットの着用に努めるものとするがとされたところです。

こうした情勢を踏まえ、本市としては、市民に対して自転車小売等事業者や学校の長など、関係機関と連携し、条例の周知や交通安全啓発に努め

てまいります。

なお、自転車が通行し得る道路は、国道、県道、市道とそれぞれの管理者がおりますので、快適で安全な自転車利用につながるように、レンタサイクルを利用した方々の意見も参考にするなどし、各道路管理者と連携しながら道路改善に努めてまいります。

次に、持続可能なまちづくりについてのうち、マイナンバーカードに関する御質問についてお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの普及状況ですが、令和2年1月末日現在、本市のマイナンバーカード交付率は11.19%であります。山形県全体では11.05%となっております。

本市では、今年3月から開始するコンビニ交付サービスの利用促進に向けて、広報よねざわや折り込みチラシでのお知らせを初め、生涯学習フェスティバル等でのPRに取り組んだことによりまして、マイナンバーカードの交付率は県平均を上回り、上昇しているところです。

しかしながら、普及状況についてはいまだ十分とは言えないことから、カードを持つメリットの一つであるコンビニ交付サービスや窓口において申請書を記載することなく住民票等の申請ができる「らくらく証明サービス」のPRを行い、カードの取得促進を図ってまいります。

昨年、国のデジタルガバメント閣僚会議において、令和4年度中までにほとんど全ての国民がマイナンバーカードを保有するという方針とスケジュールが決定されました。その具体的な取り組みとして、令和2年9月からキャッシュレス決済時に付与されるマイナポイントの実施、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が予定されています。

これらの取り組みにより、今後のカード交付申請が大幅に増大することが予想されることから、カード交付を円滑に進めるために、市民がカードの申請や受け取りをしやすい環境づくり、体制整

備が急務であると認識し、これまでの取り組みをさらに拡充していきたいと考えております。

まず、休日窓口の拡充については、現時点ではこれまで年に4回開催してきたものを毎月1回とし、状況を見ながら開催回数を増減することを検討しています。

このほか、市民課の窓口でカードを申請した場合、カードの交付は郵送で行い、市役所への来庁が1回で済む申請時来庁方式の導入や市内企業やコミュニティセンター等に出向いて申請の受け付けを行う出張申請受け付けを実施し、申請から交付までの負担軽減と身近な場所での申請機会を設けることにより、より多くの方がマイナンバーカードを申請しやすくなるように取り組んでまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、1の(2)挑戦し続ける活力ある産業のまちづくりについてのうち、森林環境譲与税の効果的な活用についての御質問についてお答えいたします。

今年度から交付されました森林環境譲与税は、新たな森林経営管理制度により、市町村が主体的にかかわり、森林整備を一層促進することが求められており、森林の災害防止、国土保全機能を早急に強化する観点から交付されるものであります。

今年度の本市の森林環境譲与税の活用状況ですが、森林整備を行うためには森林資源の解析や経営が成り立つ森林の選定、そして森林境界を明確にする必要があることから、そのための準備として航空レーザ測量を活用したモデル事業に取り組み、譲与税の一部は後年度の間伐等の森林施業に充てるために基金として積み立てることにしております。

御提案のありました猿害対策への活用につきましては、本市でも以前県の緑環境税を活用して森

林と集落の境に緩衝帯、いわゆるバッファゾーンを整備した経緯もありますので、森林環境譲与税を活用しての森林整備という観点で有効な対策がないかなど検討したいと考えております。

なお、森林の鳥獣被害としては、杉の皮を剥ぐ熊剥ぎ被害が深刻な状況でありますので、その対策にも活用できないか、あわせて検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 私からは、初めに、郷土をつくる人材が育つ教育と文化のまちづくりについての中の学校給食検討委員会についてお答えいたします。

教育委員会では、学校適正規模・適正配置推進計画の推進に伴い、今後の学校給食のあり方を検討する学校給食検討委員会を設置し、現在、委員の募集を行うなど準備を進めております。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に対する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすものであります。給食の果たす役割や食の安全安心については、学校給食のあり方を検討する上で、大事にすべき観点の一つと考えています。

学校給食検討委員会では、まず学校給食において大切にしたいこと、今後の学校給食のあり方を議論していく上での主な観点について、委員の皆様から御意見をいただき、協議を進めてまいります。そこで出された方針に沿って、(仮称)南西中学校での調理方式について検討を進めてまいります。

次に、調理師の大量退職に伴う技術力の継承についてですが、調理師につきましては、現在の定年退職年齢の引き上げがない場合には、今年度から令和6年までの間に全体の約3分の1に当たる13人が定年を迎えることとなりますので、学校調理を行っていく上で大きな課題であると認識

しております。忙しい中ではありますが、仕事とともにしながら、その都度技術を継承していくという場面を設定し、技術力を低下させないOJTを推進してまいりたいと思います。

一方で、児童生徒数が年々減少しているとともに、今後、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画に基づき小中学校の統廃合を進めていくこととなりますので、学校給食を取り巻く環境が大きく変わることが予想されます。

また、前段で申し上げましたとおり、学校給食検討委員会では学校給食のあり方についての検討を行うことになっていきますので、その結果を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

次に、スクールバスの活用についてお答えいたします。

現在、市ではスクールバスを5台所有しており、上郷小学校及び第二中学校の通学に使用しております。また、芸術鑑賞教室や連合音楽会、プラネタリウム学習など学校教育活動の送迎にも利用しており、今年度は17日間の利用がありました。来年度は、市のマイクロバス運用の縮小による影響や社会科見学等での利用がふえることにより、56日間の利用が決定しております。

公共交通網としてのスクールバスの活用については、スクールバスは児童生徒の登下校について遅滞なく安全に送迎することが最優先であること、通学以外の学校教育活動での利用が1年を通じて見込まれることを考えますと、定期的な運行が求められる公共交通として利用することについては、慎重に検討しなければならないと考えております。

また、スクールバスの混乗についてであります。南原地区及び上郷地区からは民間路線バスやJRなど公共交通機関が利用できる環境にあるため、地域住民や高校生については、まずはそういった公共交通を利用させていただくことが重要であると考えます。スクールバスの混乗については、他自治体の状況なども調査しながら今後研究

してまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 私からは、1の（4）子育てと健康長寿を支えるまちづくりについてと5の地域福祉計画についてお答えいたします。

初めに、「断らない総合相談体制」の構築とは具体的にはどのようなものかにお答えいたします。

少子高齢化が進展し、地域のつながりが希薄化する中、一つの制度では解決できない複合化した問題や既存の制度では受けとめることが困難な制度のはざまにある問題など、地域住民の生活課題は複雑・多様化しております。

本市においても、このような生活課題に対応するべく、それぞれの制度を所管する課で連携を深めておりますが、複合化した問題では関係者間の情報共有が不十分で支援が行き届かなかつたり、また表面化していない問題にいち早く気づけないなど、総合支援の体制に課題を感じており、世帯の問題を丸ごと受けとめ、総合的に支援する体制が強く望まれているところであります。

そのような中、平成30年4月に社会福祉法が改正され、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築を施策とし、包括的な支援体制を整備していくことが市町村の努力義務として位置づけられました。

本市では、まず世帯の複合的な生活課題を丸ごと受けとめる「断らない相談体制」を組織的に構築することを検討してまいります。具体的にはこれからですが、当時者の話を聞きながら、本人も気づいていない課題を掘り起こしたり、必要な支援機関とつながりながら解決に向けた支援の方法や進捗を確認するなど、総合的に相談支援をコーディネートする担当職員を配置し、一体となった包括的・総合的な相談体制の構築を考えております。

人材の確保については、さきに述べたようなコーディネート業務には相当なスキルが必要であります。社会福祉主事等の資格取得のための研修はもとより、社会福祉士や主任介護支援専門員など、相談員のアドバイスや指導・監督を行う有資格者も必要であると考えられますので、先進事例等を研究しながら、人材の育成や確保を含めて本市の実情に合った体制を検討してまいります。

次に、地域福祉計画についてお答えいたします。

初めに、市民に寄り添った福祉をどのように実施するかについてお答えいたします。

これまでの福祉行政は、高齢者、障がい者、子供といった世帯類型等で分類した制度において福祉サービスを充実させることで推進してきました。その反面、制度ごとの縦割りでは解決できない複合した課題や制度のはざまの存在、支える側と受ける側の固定化、さらに地域のつながりが弱まっている今日においては、福祉は行政に任せておけばいいという住民同士の無関心が問題となってきました。

国が提唱する地域共生社会とは、制度の縦割りや支え手・受け手の関係を超え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、そして地域そのものをつくっていくことであり、本市としても目指すべき姿であります。

公的支援が必要な方に対しましては、各福祉分野のさまざまな施策の中で、適切な時期に適切な支援が受けられるように進めてまいります。支援やサービスの提供だけでは市民に寄り添った福祉には不十分だと考えております。

よく福祉とは、「ふだんの・くらしの・しあわせ」というふうに言われております。人は、それぞれ生活形態は違いますが、地域に住むさまざまな人々、団体、商店、会社、学校など、さまざまなかかわり合いの中で、人の温かさを感じ合えることが住みなれた地域で安心して暮らしていくためには欠かせないものであります。困り事の状

況に応じて、隣近所や事業所、福祉活動を行う者などが力を合わせ、それぞれが主体的に、そして円滑に問題解決に向かってつながっていく、また状況の変化を見守り活動の中でいち早く察知し、適切に行政などの支援機関につないでいける体制を整備していくことが市民に寄り添った福祉であり、地域福祉の根幹だと考えております。

続きまして、地域の実態をどのように捉えているかについてお答えいたします。

計画策定に当たっては、市民及び福祉関係の事業者や団体へのアンケート調査とあわせ、各地区に出向いて直接お話を伺わせていただきました。地域の実態といたしましては、核家族化等により、高齢者世帯がふえている。若い世代が住んでいないわけではないが、仕事等で家にいないことが多く、地域活動にまでは関心が及ばない。集合住宅と町内会のかかわりが難しい。情報化社会の進展やサービスの充実により、地域とかかわらなくても生活に困らなくなったなどにより、地域コミュニティーが脆弱化していると捉えております。

次に、公助があつて初めて共助があるのではないかと、計画の視点に欠如してはいないかといったことにお答えします。

さきにも述べましたが、公的支援が必要な方に対しましては、各福祉分野の施策の中で、適切な時期に適切な支援が受けられるように進めてまいります。それだけでは住みなれた地域で安心して暮らしていくには十分ではないと認識しております。そのことを踏まえて、地域福祉計画では、行政と市民だけではなく、町内会、社会福祉法人を含む各種事業者、福祉活動を行う団体など、地域におけるさまざまな主体、それぞれに期待される役割についても掲載しており、個人の福祉意識の醸成とともに、あらゆるネットワークの構築についても重要視しているところであります。

最後に、人材育成の具体策についてお答えいたします。

福祉に携わる専門性の高い人材育成について、

新たな人材の育成におきましては、本市で社会福祉士を養成するための実習生受け入れがあり、今後も推進していく考えであります。なお、市内の社会福祉法人においても、社会福祉法で義務化されている公益的な取り組みの一環として社会福祉士の実習生受け入れや中学生、高校生の体験実習を実施しているところがございます。

また、福祉事業所等にお勤めされている方々に対しては、介護支援専門員の研修を通してスキルアップや主任介護専門員へのキャリアアップにつながるように継続して支援してまいります。そのほかにも、障がい者相談支援専門員同士の交流や介護支援専門員との連携の場を設けるなどしてスキルアップを図って今後も推進してまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、3業務量に見合った職員数の確保と非正規職員の待遇改善についてお答えいたします。

まず、定年前の退職者がふえていることに対する認識はどうかについてお答えします。

定年前退職者の人数につきましては、市立病院を除きまして、平成29年度が6名、平成30年度が8名、令和元年度は1月末までの申し出者数が7名であります。その退職の理由につきましては、本人が置かれている環境の変化や健康上の理由などさまざまであります。これまでの経験と培った知識を職務に生かし、さらに市勢発展に貢献されることを期待したいところでありますが、本人が熟慮の上で退職を決断したことでありますので、やむを得ないものと考えております。

次に、長期の病気休暇取得者はふえていないかについてお答えいたします。

1カ月以上の長期の病気休暇取得者及び休職者につきましては、市立病院を除きまして、平成29年度が19名で、そのうちメンタルヘルス不調者が

8名、平成30年度が18名で、そのうちメンタルヘルス不調者が10名、令和元年度は1月末現在で16名、そのうちメンタルヘルス不調者が11名となっております。

次に、定年まで働き続けることができる職場をつくり上げることへの本市の見解についてお答えいたします。

地方公共団体を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化を初め、行政需要が質的・量的に高度化しているほか、情報通信技術の急速な進展など、刻々と変化しております。市勢発展、市民生活の向上のためには、行政機能がその社会情勢の変化に対応していかなければなりません。そのためには、職員の能力向上を図ることや職員一人一人が意欲を持って働くことができる職場環境が必要となります。人材育成方針に掲げる3つの職員像を目指して職員研修を実施するほか、職員一人一人が達成感を得られるような仕事の進め方や組織風土を整えていくことが必要となると考えております。

組織または職場において必要な条件としましては、目標が示されていること、コミュニケーションが確保されていること、職員の貢献意欲が発揮できることなどのほか、ハラスメントの防止も重要なことであると認識しております。このような職場環境にすることで、職員一人一人が業務に対する目標を持ち、その達成感が職員個々のモチベーションを高めることになり、それが定年まで働き続けるという気持ちにつながるものと考えております。

次に、職員採用試験の応募者の現状についてお答えいたします。

職員採用試験の全体の応募者数については、市立病院を除きまして、平成29年度が158名で、そのうち技術職が4名、平成30年度が125名で、そのうち技術職が10名、令和元年度が115名で、そのうち技術職が7名です。このように全体の応募者数は全国的な傾向と同様に本市も減少傾向に

あります。

次に、今後の職員数の見通しと人員の確保についてお答えいたします。

厳しい財政状況の中でも、安全で良質な公共サービスを実施していくためには、毎年度、業務量を把握し、その業務量に応じた職員数が配置された状態が望ましいと認識しております。議員お述べのとおり、本市では今後数年間で多くの職員が定年を迎えますので、職員採用に当たりましては、将来の行政運営を担う人材を計画的に確保することを配慮しつつ、必要な職員数を精査し、適切に補充していきたいと考えております。

人員の確保につきましては、採用試験に民間の採用選考で使用されている適性検査「SPI3」を取り入れ応募しやすい条件とするほか、今後はU・Iターン希望者を対象とした採用試験なども考えているところでございます。今後とも、人口減少、少子高齢化など社会構造の変化に対応した行政サービスの提供に必要な職員数を維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、新年度におけます会計年度任用職員の任用数と年収についてお答えいたします。

新年度におけます市長事務部局の会計年度任用職員の任用予定者数は255名、教育委員会事務部局が201名、市立病院事務部局が173名でございます。このうち、通年任用につきましては、市長事務部局が102名、教育委員会事務部局が47名、市立病院事務部局が150名となっております。

また、新年度におけます年収につきましては、市長事務部局の一般事務従事者で約191万円でございます。

次に、会計年度任用職員が非正規職員であることに変わらないのではないかについてお答えいたします。

一般的に非正規職員とは、期間を定めて雇用される職員と解されていることから、任用期間を一会計年度内と定められている会計年度職員はそうのように捉えられるかもしれませんが、地方公務

員法上、会計年度任用職員につきましては、一般職に位置づけられ、一般職非常勤職員という身分になります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、6の市立病院の経営と将来像についてお答えいたします。

このたびの三友堂病院との機能分化・医療連携につきましては、両病院の医師不足を背景として、このまま両病院が急性期医療を続けていけば、本市の救急医療の維持が非常に厳しい状況に至るとの危機感から、市長を初めとして両病院の関係者が協議し、方針を定めたところであります。また、地域医療構想の実現に向けた置賜地域の病院長による置賜地域保健医療協議会においても、このたびの方針について了承を得ているところでありますので、両病院ともに基本計画の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、市立病院の黒字化につきましては、直近2年度の決算において、あと一步で黒字化のところまで来ておりますが、今後新病院建設に多くの費用負担が続くことから経営環境は厳しい見通しとなっておりますので、これまで以上にさまざまな経営改善に取り組んでいき、可能な限り早期に収支の改善を図っていきたいと考えております。

次に、当院が進めようとしている独法化につきましては、より迅速かつ効率的な病院運営により、経営改善していくことを目的の一つとしておりますが、自治体が設置する病院ということには変わりありませんので、救急、小児、周産期などの地域に必要な政策医療などを含めて、住民本位の医療提供を最優先に考え、サービスの低下を招かぬよう維持していく所存であります。

次に、当院の新病院における機能としましては、急性期医療に特化した機能になりますので、現状よりも多くの医療従事者が必要となる見込みで

ありますが、医師を初めとした医療従事者の傾向としては、自己のスキルを高めたいと考える方が多く、急性期の症例が多く集まる病院を希望する方が多いと考えておりますので、当院が必要と見込んでいる医療従事者数については、一定程度は確保できるものと考えております。

最後に、独法化につきましては、先行している日本海総合病院では、平成29年度と10年前とを比較して、経営改善では、営業収支が15ポイント増加して106.3%に、職員数では、常勤医師と研修医の数が42名増加しております。また、そのほかにもさまざまな取り組みによって医療提供体制や職場環境も充実してきたと聞いておりますので、当院も他の自治体での成功事例を参考にしながら検討を進めてまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 答弁ありがとうございます。

余り時間がないので、まず市立病院からちょっと順不同で今お答えいただきましたので、市立病院の関係から先にお伺いいたします。

最後に独法化をいち早くした日本海病院の話を御報告いただきました。非常に成功しているというふうに私も聞いております。ただ、独法化が多くなっておところで、成功しているところもある、日本海病院。失敗しているというか、かなり経営が苦しくて、もう大変なところもある。そういう実態はわかっていらっしゃるでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 ただいま申し上げました日本海総合病院というのは本当に成功した例でございますけれども、全国的に見て必ず独法化したからといって経営改善になっているというわけではございませんで、3分の1ほどはちょっと低迷しているのかなというような印象を受けているところでございます。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 成功事例だけ報告あったものでしたから、ちょっとくだいような質問になってしまいましたけれども、失敗もある、成功もある、なかなかうまくいっていない、そして中間的なところもあるというふうに私としてはちょっと認識していましたので、そのやり方、特に日本海病院の関係については県立病院と市立ですからうまくいったところになるのかななんていうふうに思っています。その点についていろいろ御検討いただければなというふうに思います。

もう一点、市立病院の見込みとして、医療従事者、やっぱり新病院開設になって人的には少し多く必要だということを御報告いただきました、今。そうなったときに、どんどん人を呼び込む、そのために何をするのかということだと思ふんです。症例がどうのこうのという話が今ありましたけれども、呼び込むために開院時にどのように人を採用するのかということが一番大事だというふうに思ふんですが、その点はどのように考えていますか。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 病院の職員、医療従事者関係は、特にドクター関係、こちらのほうは主に医局との関係性を強めまして今後の新しい病院のPRなどを進めていきたいと思っております。

そのほかの医療従事者、コ・メディカル関係なんですが、こちらのほうは採用に当たっての説明会、大学とか学校とかございますので、そちらのほうに出向きまして、新しい病院はこうなるんだということで、多くの魅力発信で努めていきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 3番の関係とも関係するんですけれども、会計年度任用職員の関係などで、医療クラークの人が少し集まりにくくなったりとか、ヘルパーの人が集まりにくいとかという話をお聞きしています。そういうことも含めて新病

院開設のときにはさまざまなことを検討して進めていただくということが大事だというふうに思うんですけども、その点、どうですか。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 病院関係の医療従事者は、さまざまな職種がございます。ですので、それぞれの方々が気持ちよく仕事をしていただけるよう環境整備に努めるとともに、処遇改善についても経営状況を見ながら考えていきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 公共交通の関係といいですかスクールバスの関係も含めてお聞きしますが、スクールバスは現在保有している台数は先ほど御答弁いただきましたのでわかったんですけども、質問した中身としては、将来南西中学校を含めていろいろスクールバスを相当数保有することになっていくんだというふうに私としては認識していますけれども、その使い道というかそのことについて公共交通網整備の段階でいろいろ検討してはどうかということの提案をしたつもりでしたけれども、その点いかがなものでですか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 議員お話しのとおり、今後適正規模・適正配置が進むことになれば、そういったバスの台数もふえてくるというふうに思います。そういったところと、あと地域の公共交通というふうなところでも、計画も出されるわけですので、そういったところを総合して研究をしていきたいというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ですから、今回、公共交通網の計画を策定するわけですね。スクールバスも将来的には購入することになっていくんだというふうに思います、どんどん。そうしたときに、ぜひ二重投資にならないように公共交通網整備計画の段階でスクールバス活用は検討をぜひ

したらいいんじゃないかということを思っているんですが、その点、どうですか。

○鳥海隆太議長 我妻地域振興主幹。

○我妻重義地域振興主幹 現状では先ほど申し上げたとおりスクールバスの利用は難しい状況ではございますが、市民バスの万世線の例を挙げますと、当時は路線バスとスクールバス、万世小、五中行きスクールバスがあったわけですが、七中開校のときにスクールバスを廃止して万世線に統合してスクールバス機能もある路線バスとして今運行しております。そういったところを総合的に今後も検討していく必要があるというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 地域公共交通網形成計画の策定に当たっては、基本的に市内全域、そして公共交通空白地帯をつくらないということを基本に検討するというふうに考えてよろしいでしょうか。

○鳥海隆太議長 我妻地域振興主幹。

○我妻重義地域振興主幹 本市の公共交通のマスタープランになりますので、市全域の計画というふうになります。あと、議員お述べのとおり、交通空白地帯をつくらないというのが当然理想ではありますが、まず減らしていくことが大事でありますので、それについて地域の方々に御意見を聞いて、よりよい公共交通網を形成していきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） スクールバス購入などについての財源の部分については、いろいろ勉強しますと、へき地児童生徒援助費等補助金ですとか、過疎対策事業費を使っているとか、いろいろ補助金を使ってやっているようです。国土交通省のコミュニティバス購入の補助金もあります。そういったことを踏まえて考えていくと、購入の段階からスクールバス、あるいはコミュニティバス、そして地域交通の整備をどうするのかということ

を、いろんな財源もあるだけに検討して購入する必要があるというふうに思うんです。その点はどっちかですが、私はこの購入段階からも十分に検討して購入してその使い道を探していくことが必要だというふうに思うんですが、その点、どうでしょうか。

○鳥海隆太議長 我妻地域振興主幹。

○我妻重義地域振興主幹 今回のスクールバス購入につきましては、文部科学省の補助金が一番有利ということで、当然財政サイドとも相談して購入したわけですが、市民バスの例を挙げますと、国交省の補助要件が厳しいということで該当にならないものですから、一般財源で購入はしているところですが、特別交付税措置、8割が充当できるということで、その都度財政課のほうに相談しながら、その状況に応じて有利な制度を活用していくというのは、今後もそういうふうにしていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひ購入の段階からも、運営費の補助金も確かにいろいろあるようですし、そこも含めて十分に研究してやっていただきたい。だから、先ほど壇上でも申し上げましたけれども、二重投資にならないように、あるいはスクールバスが大量に並んでいるという、表現が的確じゃないかもしれませんが、日中、ここいっぱい並んでいるような状況でないように効果的に使っていただければなという思いで質問をしたところでしたので、ぜひ今回の計画策定に当たっても、検討していただければというふうに思います。いかがなものでか。

○鳥海隆太議長 我妻地域振興主幹。

○我妻重義地域振興主幹 状況によりますが、スクールバスが大幅にふえるということも、議員おっしゃるとおりなかなか効率的ではないということで、現在では、教育委員会のほうでは、まずは公共交通が使えないかということで検討していただいている状況でありますので、そこら辺、総

合的に判断して今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひ計画策定の段階で、いろいろ御検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、業務量に見合った職員数の確保と非正規職員の待遇改善についてお伺いいたします。職員数については、先ほど話をさせていただきまして、モチベーションを、定年退職まで働き続けられる職場をどうやってつくるんだとお聞きをしたところ、さまざまな検討をされているというふうに思います。目標、意欲を持って働ける職場をつかっていくとか、ただ精神論というかハラスメントの関係もいろいろ出ています。ぜひとも、いろいろ御検討をしていただければいいと思うんです。それぞれやっぱり退職金も違うわけですし、自己都合でやめて、そんなにもうせっかく入った、せっかくという言葉は適切でない、自分が勤めて何十年で、もう1年、2年で退職という人がやめていかなければならない、それは何なのかということを経営者と調査して、それを少しずつ改善していく、そういう努力が、積み上げが必要だというふうに思います、今の段階で言うと。その点、どうですか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 退職の理由はさまざまですが、確かに議員おっしゃるとおり、非常に定年間際でやめる方もいらっしゃいますので、その都度慰留には努めておりますが、最終的には御本人の御判断でございますので、やむを得ないと考えておりますけれども、まず議員おっしゃられるとおり、よりよい職場環境に向けて努力したいと考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひそのようなことでお願いしたいというふうに思います。

会計年度任用職員の関係ですけれども、この間、

会計年度任用職員でいろいろ総務省から通達が来ているというふうに思います。そして、その通達の中では、現行で報酬といいますか給料を削減してボーナスに充てるようなことはない、厳に慎むようにと、そういうことがないようにという通達もたしか来ているはずです。米沢市の場合、その点、どうなっていますか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 今回の制度改正の趣旨を踏まえまして、まずは現在の嘱託、あるいは臨時職員の職について全て整理させていただいた上で、この趣旨を踏まえた上で、できるだけ現在の嘱託、臨時の方々の条件に大きな変更がないような形で円滑に変更させたいという思いもありまして、今回先ほどお示ししたような内容になったところでございます。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 心配しているのは、職員の皆さんもテストになかなか集まらなくなってきたという実情を先ほどお話をいただきました。会計年度任用職員についても、一定程度の人が集まっていたかなければ困るわけですから、それがどんどん集まりにくくなっているのではないかなと。それは非常にちょっと危惧しているところです。その点はどうか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 基本的には公募でございますので、ハローワークを通じて今募集を行っておりますが、現時点では募集数を大きく上回るような応募がございますので、現時点では心配はしておりませんが、なお今後についてはいろいろ対応を検討していきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひいろいろな対策を今のうちからやっていただくのが一番いいのかなというふうに思いますので、その点についても御検討をいただければというふうに思います。ぜひ、人が集まりやすい、集まってくるような体制をと

っていただければというふうに思います。

最初に市長から答弁をいただきました最低賃金などについてちょっと質問させていただきます。国の制度のもとですから、米沢市がいろいろと具体的にどうするという話にはならないというふうなことはわかっているんですけども、ぜひこれは市長を含めて皆さんに特にお願いしたいんですが、国や県にもっともっと働きかけていただきたいと。そして、賃金格差をできるだけなくしていく。確かに物価で一部違うものがあるんだかもしれませんが、そんなに違わないものもいっぱいあります、物価の中で、生活していく中で。ですから、賃金の格差をなくすことは、やっぱり日本、米沢の経済の好循環にもつながっていきますし、何よりも今の段階で考えるべきことかなんていうふうに思うんですが、今まで以上に国・県に働きかけを強めていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがなものでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 本市単独で要望等は行っていないところでございますけれども、山形県、県議会、市町村、市町村議会、そして県内経済団体などで構成します山形県開発推進協議会におきまして、最低賃金における地域間格差の是正に向けてランク制度を廃止し、全国一律の運用を行うように厚生労働省へ要望しているところでございますので、本市としましても引き続きこの要望に対する対応を注視してまいりたいというふうに思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひ、いろんな場で働きかけをしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

あと、市民課の窓口業務の拡大ですけれども、窓口業務を年4回から月1回ぐらいに拡大していくということですが、人員の確保については大丈夫なんでしょうか。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 来年度は会計年度任用職員を増員して窓口体制を強化する予定としております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 会計年度任用職員を充当してやっていくということですが、職員の人は必ず何人か出なきゃいけないというふうに思うんです。そのところもちょっと心配しているんですが、大丈夫なんでしょうか。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 休日窓口の回数はふえますけれども、当面は時間を1日から半日に減らしまして、週休日の振りかえを行って休みを確保することで、職員の体調管理に努めていきたいというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 職員の業務量が増大していく中で、なかなか人員確保の部分についても大変な状況だというのは理解はしていますけれども、できるだけ業務量に見合った職員数にしていく、そういった努力を一層続けなければならないというふうに思います。最後にその点をお聞きをして私の質問を終わります。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 現在も業務量を見きわめながら職員採用も行っておりますので、引き続きそのような考えで臨みたいと考えています。

○鳥海隆太議長 以上で市民平和クラブ、3番我妻徳雄議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時30分 休 憩

午後 0時59分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

日本共産党市議団、7番高橋壽議員。

〔7番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○7番（高橋 壽議員） 私は、会派を代表し、市長の市政運営方針に対して代表質問いたします。私の質問は6点です。

1つ、市内の景況と中小企業支援についてお伺いしたいと思います。

第1点は、消費税の10%への増税の市内の景況への影響、とりわけ中小業者への影響について、どういうふうに捉えておられるのかお伺いしたいと思います。

2つ目は、米沢市は既に中小企業振興条例を制定しておりますが、この条例を生かした米沢市の支援策とは何なのか、お伺いしたいと思います。

3つ目は、中小企業振興条例の中で、市内の中小業者の皆さん方の声をよく聞いて施策に生かしていくということになっておりますけれども、今市内の中小業者の皆さん方が市に求めている支援とはどういうものなのか、お伺いしたいと思います。

4点目は、市内の中小業者の中でも、とりわけ小規模業者、自営業者という方々の国民健康保険税の負担、その負担感について当局としてはどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

第2の質問は、子育て支援についてお伺いしたいと思います。

1点目は、子育て支援で米沢市が今後取り組まなければならない事業とは何なのか。そして、そのロードマップ、いわゆる行程表、どういった事業をいつまで、どの程度やるか、それを市民の皆さん方に、そして私たち議員にもきちんと示すべきではないか。

昨年の3月の代表質問で、私たち共産党市議団は子ども医療費の無料化の高校生までの対象年齢引き上げを求めました。しかし、答弁では、現状では難しいという答弁でした。そして、11月に

県の社会保障推進協議会の皆さん方と当局に要請いたしました。このときもこの問題を要請いたしましたけれども、当局の答弁では難しいという答弁をいただいていたわけです。ところが、同じ11月に市長選が間近に迫ったときに、市長からは、選挙公約の中で、この子どもの医療費の高校生までの対象年齢引き上げが突然出てまいりまして、私たちはあつけにとられたわけです。すること自体については大いに歓迎するわけですが、それまで、これは難しいと一点張り、言ってきたものが突然やりますという話はどういうことなのかというふうに思うわけです。そういうことも含めて、改めて米沢市の子育て支援策について行程表、ロードマップをきちんと示す必要があるのではないかなというふうなことです。

子育て支援の第2点は、子供のインフルエンザワクチン接種への補助を新年度予算に計上しておりません。計上しなかった理由をお伺いしたいと思います。これは、昨年の12月議会の予算委員会で取り上げた問題でありましたが、当局の答弁、とりわけ市長の答弁がありましたけれども、やっている自治体、やっていない自治体のそれぞれの理由をまず聞いてみたいという答弁を市長はしていたわけです。そのことも含めて、なぜ新年度予算に計上しなかったのか、その理由を改めてお伺いしたいと思います。

3つ目の質問は、高齢者の皆さん方の暮らしについてお伺いしたいと思います。

第1点は、市政運営方針の中に支援を必要とする高齢者の皆さんの早期発見・早期対応というのがありました。具体的にはどういうふうな取り組みを行うのかお伺いしたいと思います。

そして、介護予防におけるフレイル対策事業とありましたが、具体的にはどういう取り組みを行われるのか、お伺いしたいと思います。フレイル対策事業については、昨年12月の議会ではほかの議員の方からも、口腔フレイル、口の中のフレイルについてどうするかという話が主な質問の内容

だったというふうに思いますけれども、フレイル全体の対策事業ということで、このフレイル対策事業に取り組むというふうに市政運営方針に書いてあったろうというふうに思います。これを具体的にどういうふうに取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

2点目は、介護保険事業計画がいよいよ第8期に入るわけです。それで、新年度は第8期の介護保険事業計画、令和3年から5年までの3カ年の計画を策定する年に当たっています。それについて、これまでの介護保険事業計画、さまざま反省点なり課題があるというふうに思います。特に、第7期の介護保険事業計画を踏まえて第8期には基本的にはどういう考え方で立てていかれるのか、現時点で考えている点についてお伺いしたいというふうに思います。

そしてまた、米沢市としては要支援1・2の皆さん方については、介護保険事業から外れた米沢市の単独事業として行われている総合事業というのが展開されているわけです。この現状と課題についてもお伺いしたいと思います。

4つ目の質問は、災害から市民を守ることにについてお伺いしたいと思います。

第1点は、避難所の運営の改善、これをどう進めていくのか。これも昨年の12月議会で質問させていただいておりましたが、その後、避難所のさまざまな不備については全国の自治体の調査などもやられたということが報道されておりまして、その結果も新聞報道などで発表されております。そういう全国的な状況の中で、改めて米沢市の避難所の運営、地域防災計画の中にはこの避難所の運営について記載されているわけですが、どういうふうに進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

この問題については、たしか平成29年9月議会で他の議員から問題を指摘されて、そしてその指摘の方向で改善するというふうに当局の答弁はありましたけれども、昨年の10月12日の台風19号

の折には、そのことが実行されていなかったということで、混乱したわけです。なぜ、平成29年に指摘をされ、当局答弁でも改善しますという答弁をしておきながら、そういうことになったのかということも含めてお伺いしたいというふうに思います。

第2点は、消防団の皆さん方の長年の要望であるポンプを積載できるような軽トラック、あるいは水害などで機敏に機動的に活動ができるようにということで、軽トラックの配備というのが要望に出ておりました。これまでも私を含めて何人かの議員から配備を急ぐ必要があるんだというふうな指摘があったというふうに思います。これはどういうふうになっているのか。

そして、その他の消防団員の装備、昨年は夜間の活動のときにヘッドライトが必要だというふうな要望が消防団から出ておりましたけれども、これについても自費で購入して対応という答弁をいただいていたわけですが、それでは済まないのではないかというふうに思っております。あるいは、雨がっぱの問題。これも消防団の皆さん方から要望として出ているわけです。昨年の10月の台風19号の際にも、新しく入った団員は雨がっぱを持っていなかったということで、コンビニに駆け込んでビニールの雨がっぱを購入して、そして出動したという、もう何とも情けなくなるような装備の状況だなというふうに改めて思ったわけですが、そういうことについても装備、どういうふうにお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

そして、処遇改善の問題です。これについても、私含め、その他の議員から昨年の9月議会でも出動手当の引き上げなどの要望が繰り返し出ているわけです。この要望にもどう応えられるのか、お伺いしたいというふうに思います。

5つ目の質問は、日本の食料自給率と本市農業の課題についてお伺いしたいと思います。

第1点は、2018年度の日本の食料自給率、これ

は1993年の天候不順などの問題があってカロリーベースで37.37%というのが過去最低の水準という数値を示していたわけですが、2018年のカロリーベースでの日本の食料自給率というのは37.33%と。小数点以下でそれを下回るという過去最低になったわけです。その問題を考えてみれば、本市の農業の施策、ここでこの問題をどういうふうにとり受け、どういうふうに位置づけていくかということも、私は重要な本市の農政の課題だというふうに思います。その点について、市長並びに農業委員会会長に御所見をそれぞれお伺いしたいというふうに思います。

第2点は、まちづくり総合計画第3期の実施計画で取り組む本市農業の課題、そして施策は何かについてお伺いしたいと思います。

最後の6つ目の質問は、市内の小中学校のいじめと不登校についてお伺いしたいと思います。

全国的にはいじめが増加傾向にあるという報道がなされておりましたが、米沢市の小中学校のいじめの実態と対応についてお伺いしたいというふうに思います。いじめ防止対策推進法に基づいて全国各地の自治体でこのいじめ防止対策条例を制定しているわけですが、米沢市も制定いたしました。その条例を基本としながら、基本方針を立てて、その基本方針にも基づいて現在米沢市の教育委員会としてこの問題に対応されているというふうに思いますので、その辺のところも含めて御答弁いただければ大変ありがたいというふうに思います。

以上、6点について質問いたします。答弁を求めたいと思います。

○鳥海隆太議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 高橋議員の御質問にお答えいたします。

私からは、子育て支援についてのうち、本市が取り組まなければならない事業、ロードマップについて、食料自給率と本市農業の課題について

のうち、食料自給率を引き上げる課題の本市農業施策への位置づけについてお答えいたします。

最初に、子育て支援についてのうち、本市が取り組まなければならない事業、ロードマップについてお答えいたします。

子育てしやすい環境の整備を考えた場合、市民の方々から御要望が多く寄せられております屋内遊戯施設の整備が子育て支援の中でも優先すべき事業であると考えております。これは、昨年6月に実施しました子育て支援に関するアンケート調査からも、最も関心の高い子育て支援事業として挙げられていることから、新年度予算に計上し、着手する考えとしたところであります。

また、子育て支援医療給付事業については、子育て世代の経済的負担の軽減の面から、高校3年生等まで拡充をいたします。県内では既に実施している市町もあり、本市においても、拡充を図り、「安心して子育てができる米沢市」を実現してまいりたいと考えております。

子育て支援に関してのロードマップということではありますが、まずはこの4月から子育て支援医療給付の対象を高校3年生等まで拡充し、屋内遊戯施設については、12月の一般質問でもお答えいたしました。庁舎内の検討チームで課題の整理を行っており、新年度から順次着手できるよう進めてまいります。

このほか子育て支援につきましては、第1期の子ども・子育て支援事業計画の検証及びアンケート調査結果から課題が整理されたわけですので、この3月策定の第2期子ども・子育て支援事業計画により、課題解決のための施策について、推進課が主体となって今後5年間で推進してまいりたいとこのように考えております。

続きまして、食料自給率と本市農業の課題についてのうち、食料自給率を引き上げる課題の本市農業施策への位置づけについてお答えいたします。

ただいまの御質問にありましたように、国の食

料自給率については、食料・農業・農村基本計画において令和7年度を目標年次として、食料自給率45%の目標を定めており、平成30年度のカロリーベースの食料自給率は37%と算出しております。これは、対前年比マイナス1ポイントとなっており、年々下降傾向が続いております。その要因といたしましては、日本人の食事が洋風に変化したことで、米の消費量の減少や輸入食料の消費量がふえたことが主なものであると認識しております。

なお、平成29年度の都道府県別食料自給率において、山形県の食料自給率は137%——概算値でありますけれども——となっております。全国で3番目に高いものであります。

平成27年に策定いたしました米沢市農業振興計画におきましては、多様な担い手の安定的な育成と確保、地域の特性を活かした産地づくり、流通・販売対策と農山村地域の活性化、農地の保全と中山間地域の農業振興、環境保全型農業の推進と新エネルギーの活用、5つの基本方針を本市における特に重要な農業振興の方向性として位置づけており、本市農業の振興を図ることで、農畜産物の主産地として食料生産の維持・拡大に努めてまいりたいと考えております。

今後も、米沢市農業振興計画に基づき、土地利用型作物、園芸作物、畜産等の全ての分野において生産基盤の確立を目指すとともに、市民農園等での野菜や花などの栽培を通して自然と触れ合うことのできる農業や食に対する関心と理解を深め、地場産農畜産物の生産拡大と消費拡大につながる取り組みを行ってまいりたいと考えております。このように多様な担い手の確保と経営基盤の確立、農業所得の向上が、ひいては食料自給率の向上につながるものと期待しておるところであります。

以上であります。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、1番の市内の景況と中小企業支援についてと5番の(2)のまちづくり総合計画第3期実施計画で取り組むべき本市農業の課題と施策は何かについてお答えいたします。

初めに、1の(1)消費税増税の市内の景況への影響は、特に中小企業への影響はどうかについてお答えいたします。

まず、経済の状況につきましては、内閣府が2月17日に発表した2019年10月から12月期の国内総生産(GDP)の速報値では、物価の変動を除く実質で、前期比1.6%減、このペースが1年続くと仮定した年率換算は6.3%減となり、5四半期、約1年3カ月ぶりのマイナス成長となることと示されております。

このような状況の中で、消費税増税による市内中小企業者への影響につきましては、例年実施しております中小企業者への企業訪問の中で、今年度は消費税増税に伴う影響に関しても追加で聞き取り調査を行っております。昨年12月から現在まで行った調査の内容によりますと、一部の業種によっては原材料の高騰により売上利益の減少が見られたものの、今回の消費税増税については、特定の品目に対して軽減税率が適用されたことにより、前回見られた増税直前の駆け込み需要や増税後の消費落ち込みが小さかったとの回答をいただいております。

また、商工団体に対する消費動向の聞き取りにおいても、消費増税前後の混乱や反動等の影響は小さく、緩やかに推移しているとの回答をいただいております。

なお、軽減税率に対応するため、国による複数税率対応レジ等の導入、改修費用やタブレット端末等汎用機器に係る費用に対する一部補助、キャッシュレス決済の端末機の導入や加盟店手数料の補助等が受けられる支援制度が実施されたこと、また商工団体主催の消費税軽減税率対策セミナーや軽減税率導入後の会計処理実務セミナー

等が開催されたことなどにより、軽減税率制度にスムーズに移行できたとの回答もいただいております。

次に、(2)の米沢市中小企業振興条例を生かした支援策は何かと、(3)の中小企業の支援要望は何かについてお答えいたします。

まず、中小企業の支援要望につきましては、米沢市中小企業振興条例に基づき、施策の推進に当たっては中小企業者の実態を明らかにするために必要な調査を行うこととしておりますので、平成28年度より中小企業者に対する企業訪問を継続的に実施しており、業況や経営における問題、課題、人材育成や事業承継、中小企業振興施策に対する要望などの聞き取り調査を行っております。その調査内容に基づき、中小企業に対する支援施策を検討し、事業展開を図っており、中小企業振興施策に対する要望の調査結果によりますと、人材確保や販路開拓、経営力向上等に対する支援を求める声が多くありました。

市としましては、これらのニーズをもとに地域産業や企業を知る取り組み、働きやすい職場環境への取り組み、また自社製品の首都圏等での出展への支援、事業経営・マネジメント能力向上セミナーの実施など、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

なお、新年度におきましては、新たな中小企業振興支援策として、同業種の小規模事業者が協同して売り上げの向上につながる取り組みに係る費用の一部を補助する中小企業者共創支援事業を実施し、各企業の認知度の向上やマーケット・ターゲット層に対する情報発信の強化を通し、販路開拓につながるものとして期待しております。

今後とも、中小企業者の実態の把握に努めながらさまざまな意見を施策に反映していきたいと考えております。

続きまして、5の(2)食料自給率と本市農業の課題についてのうち、(2)まちづくり総合計画第3期実施計画で取り組むべき本市農業の課

題と施策は何かについてお答えいたします。

全国的に少子高齢化が進んでいる中で、農業分野においても高齢化、後継者不足は深刻な問題となっております。本市の農業においても、農業従事者の高齢化が進んでおり、国民の食料生産を担っていただく農業の担い手の育成・確保とそして持続可能な農業経営を行っていただくための農業所得の向上、この2つは特に重要な課題であります。

まちづくり総合計画第3期実施計画におきましては、次世代を担う農業者や生産基盤整備等への支援、収益性の高い園芸作物の生産振興とG I米沢牛の繁殖基盤等の強化や遊休農地の発生の防止等を図るため、鳥獣被害対策等について継続して推進するとともに、地場農産物の生産拡大にもつながるよう、青果物地方卸売市場の整備に向けた検討にも着手したいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、1の(4)自営業者の国保税の負担をどう考えているのかと、4の災害から市民を守ることについてお答えいたします。

先に国保税についてです。国保税は、地方税法第703条の4に基づき、世帯内に国保加入者がいる場合、加入者の前年の所得をもとに世帯主に対して課税され、世帯主が納税義務者となります。被用者保険と違い、国保には事業主負担はありません。

経済動向の影響で、自営業者が国保税を納めることが大変であるとの御指摘ですが、国保税には所得が低い世帯の負担軽減を図るため、国保税の均等割と平等割を所得に応じて7割、5割及び2割減額する制度があります。具体的には、世帯内の加入者の所得の合計が基準額以下であれば均等割と平等割が自動的に軽減されるものです。この基準額は、経済動向等を踏まえて軽減を受けて

いる世帯の範囲が縮小しないように見直しが行われており、国の制度の中で年々拡充されております。

また、会社の倒産や雇い止めなどで離職した場合は、申告により前年の給与所得金額を100分の30とみなして計算し、国保税が軽減される制度もあります。

ほかにも貧困や災害等で著しく所得が減少した場合は、条例で定めている減免制度があり、さらに納税が困難な場合は個別に納税相談に応じております。経済動向により所得の減少した納税義務者に対して、こうした法令等に基づき国民健康保険制度に定められた範囲の中で適正に課税業務を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難所運営の改善について、どう進めていくかについてお答えいたします。

昨年10月に本市に接近した令和元年台風第19号においては、複数の避難所を同時に開設することとなり、避難所開設に当たった各課職員、コミュニティセンターなどから、避難所開設運営に対し、開設準備や避難者の受け入れなどで詳細がわかりづらいという問題点、意見をいただきました。

避難所開設運営の改善については、現行の避難所開設・運営マニュアルでは長期避難に関する内容が主であり、開設に関する記載が少ないことから、開設の可否判断、開設の際の施設管理者への伝達方法、開設時の施設管理者側の役割、運営のために派遣する職員の役割などを詳細に定めた避難所開設・運営マニュアルを出水時期までには修正してまいりたいと考えております。

職員の避難所への配置に関しても、事前に誰がどの避難所を担当するのかを割り当てておき、配置する担当職員のための避難所開設・運営の研修会を実施し、また職員、各避難所の施設管理者、必要に応じて地域の方々による避難所開設にかかわる打ち合わせを行い、各避難所や各地域の実情に合わせた対応を検討したいと考えています。特に災害規模が拡大すれば、市自体での応急対策

等に人員を割かれることになり、避難所運営は地域の方々の協力がなければできないものと考えておりますので、避難所開設・運営マニュアルでも役割についてしっかり示していきたいと考えております。

次に、消防団の軽トラックの配備、装備、処遇改善についてであります。米沢市消防団は団員の条例定数を1,016名に定めているにもかかわらず、年々団員数が減少しており、令和元年度では913名と定数よりも103名少ない現状になっております。

そのため、将来的に分団によっては消防活動ができなくなるおそれがあることや分団から多くの課題も寄せられたため、事前に消防団本部との協議を重ね、令和元年10月に米沢市消防団組織見直し検討委員会を発足し、米沢市消防団長が懸案検討事項を示しております。内容的には、分団の管轄区域の見直し、分団の部・班の統廃合、消防団の団員数に関すること、消防団の施設、装備の配置及び更新など多岐にわたっております。

委員会の構成メンバーとしては、米沢市消防協会から2名、米沢市消防団副団長3名、分団長が4名、危機管理室から2名、米沢市消防署から事務局として1名の合計13名であり、その委員会は月1回のペースで現在までに5回開催しており、令和2年8月をめどに協議することとしております。その後、委員会で検討事項や意見等をまとめ上げ、令和2年の秋ごろに委員長から消防団長への回答を行い、各地区や分団との協議を経て消防ポンプ自動車等の更新や新規に軽トラック等の配備計画、ポンプ庫等の建てかえ計画を策定し、順次年度ごとに施設、装備の更新を進めていきたいと考えております。

次に、夜間の活動用にヘッドライトを常備する必要があるのではないかについてですが、昨年6月の定例会一般質問でも答弁させていただき検討してまいりましたが、国が示している消防団の装備の基準では、消防団が安全に消防活動を維持

できるよう14項目示されており、団員の安全確保のための個人装備としては7項目示されております。その中にはヘッドライトについては記載されていないことから、米沢市消防団に関する規則で規定する貸与品にも含まれていない状況であります。

今後においては、消防団員の活動中の安全性を第一と考え、頭部を保護する安全帽、ヘルメットの更新及びライフジャケット、台風19号の活動状況を踏まえまして、豪雨災害時のため雨がっぱの整備を進め、その他消防活動に必要と思われる資機材等——ヘッドライトを含みますけれども——については引き続き消防団と協議を重ねて配備していきたいと考えております。

次に、消防団員の処遇についてですが、消防団見直し検討委員会においても、消防団員の報酬、出動手当についての処遇に関するものが議題の一つとなっております。

消防団員が就労時間中の消防活動がある場合、欠勤扱い、その他不利益な取り扱い等にならないよう、災害出動証明書を発行するとともに、消防団員の活動しやすい環境整備の一環として本市の消防団協力事業所の登録を行っております。現在は土木建設業がほとんどであります。製造業などほかの業種にも拡大していきたいと考えております。

現在、消防団見直し検討委員会では、年々減少している消防団員の確保や入団促進のため、団員の処遇改善も含め、先進地の事例を参考にしながら議論をしており、その中で必要な施策を検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 私からは、2番の子育て支援についてのうち、子供のインフルエンザワクチン接種の補助について、さらに3番の高齢者の暮らしについてを答弁いたします。

初めに、子供のインフルエンザワクチン接種への補助についてお答えいたします。

予防接種には、予防接種法に基づいて市町村が主体となって実施する定期接種と希望者が各自の判断で受ける任意接種があります。

定期接種には、感染症の蔓延予防と、感染した場合、重篤になるおそれがある百日ぜきやジフテリア、麻疹、風疹、日本脳炎などを対象にしたA類疾病の予防接種と、個人の発病またはその重症化を防止することを目的とした高齢者インフルエンザや肺炎球菌のB類疾病の予防接種がございます。

費用負担については、社会的な蔓延予防を目的としたA類疾病は全額を市が費用負担して実施しており、個人予防を目的としたB類疾病は一部自己負担をいただき実施しております。

一方、子供のインフルエンザやおたふく風邪などは、任意接種となっております。この任意接種は、予防接種法に基づくものではなく、各自の判断により接種するかどうかを決める予防接種であることから、その接種費用については全額自己負担としております。

これらのことから、県内自治体の一部において任意接種である子供のインフルエンザの予防接種に補助を行っているところもございますが、本市の考えとしましては、国が定めた予防接種法の規定どおりに実施するのが望ましいと考えております。

次に、高齢者の暮らしについて。

市政運営方針の支援を必要とする高齢者の早期発見・早期対応と介護予防におけるフレイル対策事業には具体的にどのように取り組むのかについてお答えいたします。

まず、支援を必要とする高齢者の早期発見・早期対応についてですが、現在、地域包括支援センターがその中心的役割を担っております。地域包括支援センターには、高齢者やその家族、近隣住民、民生委員、警察、医療機関、金融機関等から

多岐にわたる内容の相談が寄せられ、必要に応じた支援を実施しております。地域におけるワンストップ機能として、相談対応を通じて構築された支援体制、ネットワークからの情報提供により、何らかの支援を要する高齢者を把握し、早期対応に努めてまいります。

また、高齢者に関する相談内容も、1つの制度では解決できない複合化した問題が増加していることから、今後、本市における「断らない総合相談体制」の検討を行い、地域包括支援センター等の関係機関との連携による支援体制の強化に取り組んでまいります。

次に、介護予防におけるフレイル対策事業にどのように取り組むのかについては、具体的には介護予防事業のさらなる充実が基本となりますが、いきいきデイサービスやサロン等的高齢者が集まる場を活用し、健康管理に関心を持ってもらう働きかけを行うほか、医療機関等での個別勧奨等を考えてございます。今後、関係機関と協議を行い、連携しながら段階的に取り組んでまいります。

第8期介護保険事業計画を策定する際の基本的な考え方は何か。また、要支援1・2の総合事業の現状と課題は何かについてお答えいたします。

第8期介護保険事業計画については、保険給付の円滑な実施を目的として令和3年度から令和5年度までの3年間を期間とした計画となります。第7期事業計画と同様に今後必要とされるサービス提供体制の構築と費用の算出を行うほか、地域包括ケアシステムの構築とあわせて市が目指す将来像を明確化し、介護保険運営協議会において十分な協議を重ね、策定してまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業の現状についてですが、従前の要支援者に対しての通所型サービス等を提供する介護予防・生活支援サービス事業及び各種教室等の介護予防を行う一般介護予防事業とも、おおむね順調に実施されているというふうに評価しているところであります。課題としましては、生活支援に

関する多様なサービスの充実、住民主体の通いの場の拡大のほか、それに伴っての費用の増加等が挙げられます。

課題解決のためには、まず自立支援に向けた効果的なサービスを実施する必要があると考えます。身体機能だけではなく、生活行為の自立や重度化予防のために効果的かつ効率的な支援が実施されるよう、サービスの質の向上に取り組みます。また、高齢者の地域における社会参加を促進することは、高齢者自身の生きがいづくりにつながり、介護予防や閉じこもり防止ともなることから、通いの場の立ち上げ支援等、社会参加と支え合いの体制づくりに取り組んでまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 伊藤農業委員会会長。

〔伊藤精司農業委員会会長〕

○伊藤精司農業委員会会長 私からは、食料自給率を引き上げる課題を本市農業施策にどのように位置づけようとしているかのうち、現状の食料自給率をどのように考えているかと食料自給率を上げるために地域農業を今後どのようにしていくのかについて、農業委員会の立場においてお答え申し上げます。

日本の食料自給率は年々下がってきており、大変憂慮すべきことと思っているところでございます。食料の多くを輸入に頼ることは、地球温暖化や異常気象によって引き起こる不作等により食料輸入が途絶えるような事態を考えますと、食料自給率を向上させることは極めて重要であると考えているところでございます。このことから、農業委員会の必須業務として位置づけられました農地等の利用の最適化の推進に積極的に取り組んでいるところでございます。

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消につきましては、農地中間管理事業を活用し、将来にわたり農業を継続する担い手へ生産基盤である農地を引き継いでいるところでございます。

新規参入の促進につきましては、法人や集落営農などの大規模耕作者だけでは全ての農地をカバーすることができず、農道や用排水路の管理まで手が回らず、結果として生産性の向上につながらないことが危惧されます。

国連総会では、2019年から2028年を「国連家族農業の10年」と定め、飢餓の撲滅や食料安全保障に大きな役割を果たしている小規模・家族農業にかかわる施策を推進するよう求めています。これを受けて、国におきましても、家族農業経営について地域農業の担い手として重要であると考え、食料・農業・農村基本計画に基づき、家族農業経営の活性化を図るという方向が示されており、農業委員会としても多様な人材の確保を進めるとともに、家族農業経営を初めとする農業者の経営支援や育成に努めているところでございます。

また、次世代を担う子供たちに農業や食料の大切さを伝える取り組みとして、市内の小学生を対象に農作物を収穫し調理を行う食育講座「農と食の元気っ子講座」を年2回開催しておりますが、このような講座を通して、食料自給率についても、子供たちに身近な問題の一つとして感じ取ってほしいと思っているところでございます。

農業委員会といたしましては、生産基盤である農地をしっかりと守り、次世代に引き継いでいくとともに、農業の担い手確保を進め、食料の自給率と自給力を向上させるため、取り組みを引き続き行っていきます。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 聞き取りの際に不登校についてもということがございましたので、いじめと不登校について私からお答えいたします。

初めに、本市小中学校のいじめの状況とその対応についてであります。いじめの認知件数は増加傾向にございます。特に、平成29年度から30年

度にかけて小学校では認知件数が倍増しています。これは平成29年にいじめの防止等のための基本的な方針が改訂され、「けんかやふざけ合いであっても、当該児童生徒が心身の苦痛を感じている場合はいじめと認知する」という内容が示されたことや早期発見や早期解決が重要視され、積極的認知が進んでいることが要因と考えられます。各学校では、いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめの防止等のための組織をつくり、効果的な措置を行うことができるようにしております。いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものであることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、全児童生徒にいじめは決して許されないことの理解を促すとともに、保護者へも入学式やPTA総会等の折に「学校におけるいじめ防止基本方針」について説明しています。

いじめの早期発見の措置としては、定期的なアンケートや教育相談の実施によって実態把握に取り組むとともに、日ごろから児童生徒がいじめを訴えることのできるような雰囲気づくりや児童生徒の様子の子細やかな把握に努めています。実際に担任や他の教職員からの発見による認知件数がふえています。

いじめの事実があると思われるときには、担任が一人で抱え込まず、組織で対応し、関係児童生徒から事情を聞き取っていじめの有無の確認を行い、保護者にも状況を知らせ、具体的な対策を講じています。

被害児童生徒に対しては、徹底して守り通すことを伝え、安心して学校生活を送ることができるように取り組んでいます。

また、加害児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つける行為であること、人として卑怯な振る舞いであることを理解させ、みずからの行為の責任を自覚させます。加害児童生徒がいじめ等の行為に及ぶのは、誰にも言えない苦しみや悩みを抱えている場合もありますので、こうしたことを丁寧に聞き取り、対応しています。

教育委員会は、学校と密に連絡をとりながら、必要な支援や適切な措置を講じ、組織的な対応としていじめ問題対策連絡協議会を年2回開催しています。学校、保護者代表、関係行政機関、警察などの関係者が集まり、いじめ防止等のために有効な対策や連携の強化等について協議し、各関係機関が連携をとりながら、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように対応しております。

続きまして、市内小中学校の不登校の状況とその対応についてお答えいたします。

平成30年度の調査結果として、小学校では1年生から3年生の下学年で7名、4年生から6年生の上学年で21名となっており、全体での出現率は0.68%となっております。また、中学校では合計66名で、各学年おおよそ同じ人数となっており、中学校全体での出現率は3.00%となっております。不登校出現率は、小学校は全国よりやや低く、中学校は全国よりやや高い状況です。不登校の状況として、近年、小中学校ともに人数が増加しています。これは本市のみならず、国や県の状況も同様です。

小中学校では、不登校傾向の児童生徒がいる場合、別室で学習や相談ができるような環境をつくっています。また、教職員が別室での指導を行うことができるよう、配置体制を工夫したり、市の適応指導員や県の別室登校支援員が支援を行ったりしています。状況によっては、スクールカウンセラーや医療機関等と連携を図り、適切な支援ができるよう配慮しています。

教育委員会の施策としては、「だれもが行きたくなる学校づくり」の取り組みとスクールガイダンスプロジェクト事業があります。

「だれもが行きたくなる学校づくり」の取り組みにおいては、本市小中学校の共通実践として、協同学習、SEL、ピアサポートの3つを取り入れた学習指導や生徒指導を行っています。日々の授業を核としながら、子供同士の良好な人間関係

づくりやコミュニケーション力の育成を図っています。

スクールガイダンスプロジェクト事業では、不登校対策専門員や教育相談員、スクールソーシャルワーカー、学校専門員等を学校や教育委員会に配置し、個々の児童生徒に応じた適切な支援や家庭訪問、保護者との教育相談を行っています。学校に行くことが難しい児童生徒については、適応指導教室への通室につなげ、自己存在感を感じられるようにすることや他者とのかわりを経験することができるようにしています。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） それでは、できるだけ順番に再質問したいと思いますけれども、ちょっと時間の関係で途中から順番変更するかもしれません。

それで、市内の景況と中小企業支援についてということですが、産業部長からは消費税の影響というのは余りなかったのではないかと思います。訪問調査などで示されたということですが、新聞でも報道されたように、2月20日の地元新聞では県内の業況ということで、中小4期連続悪化と、それから10月から12月期は小企業も3期ぶりに悪化したと。全ての業種で、産業業種で落ち込みをしているということが報道されたわけです。

それに比べて米沢市の状況は、消費税の影響は余りなかったという話でしたけれども、消費税の影響がなかったとして、県内の状況が中小4期連続悪化、小企業も3期ぶり悪化ということですから、恐らく米沢市の状況もそうだというふうに思います。だとすると何が原因なのかということになりますけれども、消費税の増税によって売り上げが落ち込んだということですから、直接的に消費税の影響でなかったにしても、消費税が引き金になった、あるいは間接的にそれが営業に大きな影響を与えたと、収益に大きな影響を与えたとい

うふうなことを私は言えるというふうに思うんですね。

それで、ちょっとこの新聞報道、これは日本政策金融公庫の山形支店の調べということでしたけれども、それと若干産業部長の認識がちょっと違うのではないかという感想を持ったわけですが、そういうことですかね。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 県内の全体の影響は承知しておらないところでございますけれども、米沢市の事業者等々のお話を直接伺った結果をまとめたものでございます。そういった意味では、6割の方は特に横ばいか若干増加ということでの話を売り上げにつきましても伺っておりますので、大きな影響はなかったというふうに捉えているところでございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） そうしますと、実際市内の中小業者の皆さん方とお会いしての結果として余り落ち込みがなかったということですので、そうなのかもしれません。そうしますと、この新聞報道の判断とかなりずれているような気がするわけですが、米沢市の市内の中小業者の皆さん方の調査をもう少しやっていただいて、しっかり状況をつかんでいただきたいというふうに思います。

それで、中小企業振興条例があるわけです。それで、先ほど産業部長が答弁されたように、まず中小業者の皆さん方の意見をよく聞くことが大事だということで、第4条に掲げられているわけです。それをもとに振興施策をきちんと役所の中で立てて、それを実施していくんだということで、さまざま今年度の事業展開、何をするかということも答弁されていたわけです。

それで、意見を聞きますよね。それで、中小企業振興条例とそれに基づくアクションプランも見ましたが、最後のそれをどういうふうにして評価するかという、やはりPDCAのサイク

ルをどこでやるのかという話になったときに役所の中でやるという話ですよね、これの評価。そして、次の事業展開、何をするかという。そこを私ちょっとどうかなというふうに思っているわけです。役所の中だけでこの評価をやったという話になりますと、果たしてその事業が、本当にやったことが、業者の皆さん方に的確な展開として評価されたのかどうかという判断が十分かどうかという問題は残るというふうに思うんです。

それで、いろんなところを調べてみましたら、例えば帯広市というのは2007年の3月議会で中小企業振興条例を業者の皆さん方や地元の経済同友会の皆さんだとか、商工会議所とか、そういう方々の要請で議会で議決して、そして4月から施行したと。同じように市内の中小業者の皆さん方の意見をよく聞いて、それで政策に反映するということになっているわけですが、それと同時に、中小企業振興協議会というのを立ち上げたわけです。これ業者の皆さん方が集まって、それで中小企業振興条例がどれだけ具体的な施策として実施されているか、そして自分たちの要望にどれだけ応えているかということをしつかり行政に伝え、そしてやられた事業を評価するという作業をこれでやっているわけです。

それで、2007年3月に議会で議決されて4月から施行されて、その次の年、2008年、1年間でどれだけの会議が行われたかということ、公式会議だけで74回と、それから非公式を含めると100回近い会議をやったということになっているんですよ。それだけ中小企業は自分たちが提案を出して条例可決したということもあって、その責任もあって、しっかり自分たちはこの条例をいいものにしていこうということがあって、このぐらいの活動をやっているわけです。

そして、この協議会では、さらに産業振興ビジョンというのを、政策提言を市長にしているんですよ。そういう取り組みが米沢市で今やられているのかどうかということになると、それはやら

れていないというように思います。まず中小事業者の皆さん方の御意見、要望を聞く。そして役所の中でそれを施策として組み立てていく。結果は役所の中で評価すると。そこで終わっているんじゃないでしょうか。やっぱり帯広の事例出しましたけれども、そういうふうな展開をやっている自治体というのは結構あるというふうに思っていますけれども、そういう中小事業者の皆さん方に直接集まっていたいて、それで自分たちが実際役所の事業を受けて展開して、その結果、成果を自分たちで評価するという作業、そしてそれをさらに政策提言として役所の中に提言するという作業というのは必要だというふうに思いますけれども、ちょっと米沢市の現状と今の話、どういうふうに受けとめますか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 帯広市の事例ということで伺いましたので、研究させていただきたいと思います。それで、そういった形で、中小事業者が当事者意識を持って参画することは物すごくいいことだなというふうに受けとめさせていただきました。米沢市の状況としましては、事業を構築するに当たりまして、経済団体であります米沢市商工会議所や金融機関と定期的に会議を行っておりまして、その中からいろいろな議論を経て生み出している事業もございます。そういう取り組みをやっておりますので、御提案いただきましたので、そういった取り組みをどのような形で米沢市の取り組みに生かしていけるか、研究したいと思います。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 役所の担当課が直接現場に行ってお一人お一人、中小事業者の皆さん方、特に小規模の業者の方々の意見を直接聞くというのは非常に大事だし、これはやらなきゃならないと思います。あわせて、先ほど申し上げましたように、商工会議所や中小企業家同友会、米沢にもあるわけです、支部が。あるいは、民主商工会と

いう中小業者の皆さん方の団体があるわけなので、そういう皆さん方に集まってもらって、そしてそこでいろいろ議論をしていくという作業も同時にやる必要があるというふうに思いますので、ぜひ商工会議所、あるいは中小企業家同友会、民主商工会、その他あればそういう方々も含めてこの中小企業振興条例をまさに中身のあるといえますか、息を吹き込むといえますか、そういうものにしていただきたいというふうに思います。

それで、さっきの国保税の負担の問題ですけれども、法定減免制度があるので所得というか営業利益が上がらなかったところについてはその減免制度を使ってくださいという話ですけれども、法定減免だから自動的に所得が低ければ減免になるかもしれません。

この国保については、自営業者の方々にとっては、協会けんぽと違う、営業している方々特有の課題があるんですね。それは傷病手当です。病気になったときには、協会けんぽのほうでは6割、7割、8割けんぽから負担になるわけですがけれども、休業手当みたいな感じで出るわけですがけれども、国保にはその制度がないわけです。だから、もし病気になってお医者さんにかからなきゃならない、仕事休まなきゃならないという大工さんや板金屋さんとか、いわゆる一人親方の方々にとっては、傷病手当が出なくて休めばその分そっくり収入にならないという事態になるわけですね。だから、そういうことも考えて国保のその負担の重さというのをどうやって解消していくかというか、その業者の皆さん方の負担感に添えていくかということをやっぱり改めて考えていただきたいというふうに思うわけです。

国保の担当課は市民環境部長のもとかもしれませんが、中小業者の皆さん方の国保の問題、暮らしやあるいはその方の健康をしっかり守らなければ仕事にならないわけです。そういうことも含めて、ちょっと担当課のほうで中小業者の皆

さん方の個別調査をやっているということであれば、この国民健康保険税、その負担感というところもしっかりどうなんだというところで、調査していただけますでしょうか。いかがですか。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 こちら、国民健康保険は国民皆保険制度の基礎になっているものでございます。それぞれ加入者のかかった医療費等を賄うというような性格でございますので、先ほど御説明いたしましたように、それぞれの所得とかそういう状況に応じて負担していただくという制度でありますので、それぞれの方の負担感といえますかそういった、いろいろな感じ方はあるかとは思いますが、それをそれぞれに反映することとはなかなかできませんので、国保税の適正な課税といえますか、先ほど申し上げたようなことで、しっかり対応していきたいというふうに思っております。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 適正な課税を曲げて何とかしろという話をしているわけではありません。業者の皆さん方の国保税の負担の重さがどの程度の実態になっているかということです。所得における国保税の負担割合とか、どの程度になっているかという現況をしっかりとつかまえてほしいという話なんです。だから、それを商工課と一緒にやって、あるいは商工課にお任せしてもいいと思いますけれども、調査項目の中に入れていくと。それで、今の現況をやっぱりしっかりと捉えるという作業をやっていただきたいというふうに申し上げているわけです。産業部長、どうですか。調査にいろいろ行くわけですね、訪問調査。その項目の中に国保の点についてどういうふうな状況になっているかという項目は、入れられませんか。あるいは、さっき申し上げましたいろんな商工会議所、あるいは民主商工会なり、経済同友会の組織団体があるわけです。そういう方々からこの問題を聞くという、聞き取りをするということ

は可能だというふうに思いますけれども。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 さまざまな項目を伺っておりますので、その中でお聞きできるかどうか、ちょっと検討してみたいと思います。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） ぜひよろしくお願い致します。

次に子育て支援ですけれども、先ほど市長はまず子ども医療費の無料化、高校3年生まで引き上げ、そして屋内遊戯施設の調査、そして建設整備に向けてやるという話になりましたけれども、その後については、第2期の子ども・子育て支援計画の中で、計画されたものをこの5年間でやるという話です。それはそうでしょう。支援計画立てたわけですから、かかわっている皆さん方に集まっていただいて。私お尋ねしたいのは、首長として米沢市の子育てに力を入れるということであれば、どういうものが、具体的になくても、どういうところについてもう少し手を入れなきゃならないか、そういう話を聞きたかったわけです。

そして、市長があと3年の任期しかありませんけれども、少なくともその3年間、自分の任期中はこういうものをやりたいものだというのがあるのかどうかというのをお聞きしたかったわけですが、ちょっと出てこなかったのは残念だというふうに思います。きょうはそういう話が出てこないのかもしれませんが、改めてどこかでお聞きしたいというふうに思いますけれども、首長というのはやっぱりそこが大事だというふうに思うんです。財政の関係、それからそれぞれの担当部署のところでやるべき課題、順番という、優先順位というはあるというふうに思います。しかし、首長としては、これはどうしても財政をやりくりしてもやらなきゃならないということがあって、これはいつごろまでやらなきゃならないというお考えがあって、やっぱり首長の責任だというふうに、子育て支援に対する責任だという

ふうに私は思うわけです。だから市長は子ども医療費の高校3年生までの引き上げをやろうとしているし、それから屋内遊戯施設も急いでつくろうとしているわけです。だから、それに次ぐといえますか、ものをやはりきちんと示す必要が私はあるというふうに思います。

次に、インフルエンザの関係です。予防接種ですけれども、米沢市は国の規定どおりにすることが望ましいということで、補助はやらないという話でした。それで、12月議会でも当局答弁の中で、県内の状況、自治体の状況、それから置賜3市5町の状況というのをお聞きしたわけです。

それで、手元の資料は、私が持っているのは2017年の資料ですけれども、県内35市町村のうち、24の自治体で子供のインフルエンザ予防接種を何らかの形で支援していると。それから、置賜3市5町の中ではやっていないのは米沢市だけで、ほかの7市町はやっているという状況にあります。

それで、お聞きしたいのは、この国の規定どおりにすることが望ましいという方針は、これはどこで誰が決めた話なんですか。米沢市のこの方針は。ほかの自治体は、国の規定どおりにすることは望ましいということではなくて、実際市民要望なりそれぞれ市町村の方針でやっているわけです。この方針、違うわけです、米沢市の方針と。それから周辺自治体、やっている自治体の方針が。何で米沢市は国の規定どおりにすることが望ましいという方針なんですか。誰がどこでどういうことで決められたんですか。関係機関、小児科のお医者さんとか、あるいは親御さんとか、そういう皆さん方が集まってやっぱり国の基準でやるのが米沢市は望ましいんだという方針を立てたんですか。あるいは、健康福祉部長が、これまでそういう方針だからということで引き継いでやっているということなんですか。ちょっとその辺、お聞かせいただきたいんですけれども。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 子供のインフルエンザに

については、以前から御質問いただいて、このたびと同じような方針の中で進めていきたいといったお答えをしてきた経過がございます。そういったことで、一番は任意の接種について、予防接種することによって発生するやもしれない弊害といったものも考えの中にはあります。

それと、インフルエンザについては、インフルエンザの予防接種をしてその効果があらわれるといった率についても、ほかの予防接種に比べて低い部分もありますし、さらにその効果が長続きしないといったことも中にはあると思います。そういったことを総合的に勘案して今までやってきたやり方について変更しないといった方針を出しているものであります。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） そういう方針はありながらですけれども、これだけ県内の自治体の実施状況、それから置賜2市5町の実施状況、そういうこととそれからやっぱり米沢市の子育て世代の皆さん方のきのうの当局答弁でもありましたけれども、アンケート調査によれば子供の子育てにお金がかかり過ぎるというのが一番課題だということをアンケートで示されたということになっているわけです。それだけに市民の要望も高いというふうに私は思っております。だから、そろそろこの方針は切りかえてやる必要があるんじゃないかというふうに思います。財政の問題、予算の問題というのがあったら、一気にやらなくてもいいと思うんです。乳幼児から小学校、中学校、高校生まで一気にやらなくてもいいので、まず体がインフルエンザにかかりやすいというそういう乳幼児、就学前の子供さんからやるとか、そういういろいろな事情を市民の皆さん方に説明しながら、少しずつ年齢を引き上げていくということで財政問題を解決していくということができるといふふうに思います。そういうことも含めて、まず方針を変えるということを検討していただきたいというふうにも思いますけれども、い

かがですか。それは頑としてもう金輪際米沢市は変えないんだという話なのか。繰り返し申し上げますけれども、これだけ県内の自治体でやっている。それから、置賜3市5町の中で米沢市だけがやっていないという。やっぱり市長が子育て支援、子育てやるなら米沢市ということをおっしゃっているわけなので、それを聞いた市民の皆さん方は、米沢市、インフルエンザの予防接種の支援をやらないんだという話を聞いたら、市長のその「子育てするなら米沢市」という言葉が響かないんですよ。ちょっともう一回、方針について検討されるかどうか伺います。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 インフルエンザに対する方針については、現在のところ、そのままいきたいというふうに考えてございます。ただ、県内でも8つの自治体において、大きいところが中心になりますが、そこについては助成について現在も考えていないといった御回答をいただいております。さらに、お金の話ではないんですが、子育て全体の中でも、やはり優先すべきこととして、このたびの高校3年生等までの医療の無償化というふうなことを挙げてあるわけですので、やはり市民の皆様、子育てをなさっている方々の経済的な負担について何らかのお答えをしていきたいといったことで、段階的ではなく早期実現というふうなことで進めてきたものであります。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） ぜひもう一度役所の中で市長を含めてちょっと検討していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、高齢者の暮らしについてですけれども、フレイル対策事業ということで、昨年12月議会で他の議員から求められたわけです、こういう事業を展開してはどうかと。介護予防に効果的な事業ではないかと。私もそう思います。ただ、国のほうでもこれを進めようとしていて、予算づけもしているわけですが、国には国の進める思惑

はあるわけです。医療や介護の費用をどうやって削減するか、抑えるかという話かもしれません。しかしながら、これ予算づけになるわけなので、この予算を使わないあれは私はないと思います。米沢市もその予算を使って米沢市のやり方を市民の要望に沿った形でやれば、これは私はいいいと思います。

それで、フレイルについては、全国で今どんどん進められているわけです、予防対策が。米沢市のこの高齢者が介護にならないような予防対策というのはいろいろやっているんですよ。いきいき体操とか、何とか体操、2つぐらいあって、いろいろやっています。よねざわ元気塾とかやっているわけです。これがいわゆる米沢市でこれまでやってきた事業ですけれども、考えてみればフレイル予防対策につながる事業だと私思うんです。ただ、いろいろやっているだけに、自分が何を選択していいかわからなくて、そして事業者のほうもいろいろあるわけなので、もう整理がついていない。私は、これから国の予算づけの関係からいっても、いろいろこれまでやってきた米沢市の介護予防の事業を整理してフレイル予防事業にまとめ上げていったほうがいいのではないかなというふうに思っています。

それで、12月議会ではかの議員から質問されて健康福祉部長が答弁したのを議事録見ましたけれども、フレイル対策事業というのはお年寄りの介護予防の基幹の事業の一つだと。介護予防の事業の中の中心的な事業の一つだというふうにはっきりおっしゃっているわけです。取り入れていきたいみたいなこともおっしゃっていると。私は、今回はフレイル対策事業というのは具体的に何をするかという話、答弁は出てきませんでしたけれども、先進事例でもうおわかりだと思いますけれども、柏市とか、あるいは全国都道府県単位でも国が予算づけしたので、20年、21年で大きく広がるということになっているようです。ぜひ米沢市でもこのフレイル予防の事業を展開していた

だきたいというふうに思いますが、ちょっとその辺感想というか、決意というか、12月議会の答弁を踏まえてどういうふうにお考えかお聞かせください。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 先ほどその点については答弁したところではございますが、介護予防についてはさまざまな手法というかメニューというかそういったものがあるかと思っています。先進地からも多くのものを見せていただいたりしているわけなんですけれども、基本的にやはりそれぞれの高齢者の方がそれぞれの状況に応じて自分の老化というかそういったものに幾ばくかも歯どめをかけていくといったことが大事になるかと思っていますので、そのレベルであったり、内容であったりというのはやっぱりさまざまあるべきんじゃないのかなというふうに考えているところです。今後も、規模の拡大であったり、中身の充実についてさらに検討を続けて充実したものにしていきたいなというふうに考えているところです。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 介護予防については、厳しい米沢市の財政状況の中で、どうやって財源を確保するかということも一つの大きな課題ですので、さっき申し上げたように国には国の思惑があつてということですが、しかし財源は確保ということでできるわけなので、確保できたあとは米沢市が市民の皆さん方の要望に沿った形で、国の思惑とはちょっと違った形で、本当に介護にならないような健康なお年寄りをつくっていくと。お年寄りの尊厳をきちっと守っていつて生活できるようにこちらで準備していくとか、支えていくというような立場でのフレイル予防の事業をぜひやっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、災害から市民を守ることのところで、昨年の10月12日に開設したのは自主避難所でした。

この自主避難所というのは、米沢市の地域防災計画の中にもこういう言葉はなかったわけです。自主的避難ということはあって、それはどういうことかというのはありますけれども、自主避難所とは何なのかというのはないわけです。災害対策基本法からいうと、緊急指定避難所、避難所という範疇のものだということになっているようです。

それで、これはホームページに米沢市はその後上げましたけれども、避難する方は食べ物も、それからもし宿泊するんだったら毛布なども全部持ち込んで自前でやってくれという話ですね、開設はするけれども。だけれども、要配慮者などの方々はそんなことでできません。自前で食べ物を持ってくる、それから布団などを持ってくるということではできません。だから、自主避難所という中身について、米沢市の裁量の範囲内でもう少し行政が提供できる毛布や使い捨てカイロなど、そういうものがあっても私はいいというふうに思いますし、いや、むしろ提供する必要があるというふうに思います。その辺ももう一度きちんと考え、検討し、地域防災計画の中に、あるいは運営マニュアルをつくるということです。盛り込んでいただきたいというふうに思います。

それから、次ですが、ちょっと時間がなくなつたんで、軽トラ等ですけれども、この間、いろいろ消防団の装備の問題、処遇改善の問題、出ておりましたけれども、ほかの議員からは、積載車のオートマの問題、オートマ車の免許しか持っていない団員がどうしてマニュアル車を運転できるんだという話もありましたけれども、こういう問題はどういうふうに解決しようとされてきたのかも伺いましたかったんです。新たに免許を取り直す、マニュアルの免許を取る必要があるわけですね。オートマ免許を解除して、8万円ぐらいかかるという教習所の話を書きましたけれども、そういうふうなものも支援をするとか、あるいは去年の9月議会で申し上げました有給休暇を取

得できる事業所、できない事業所があって、出勤証明書をもらっても何もならないわけです。だから、そのときに市長は実態調査をしてみたいと。団員の皆さん方からどういう状況なのか調査してみたいという話がありましたけれども、実際それやられたのかどうか、それもお聞きしたかったんです。そういう団員の処遇改善に前向きに取り組むという姿勢がちょっと私は余りにもないんじゃないかという気がしてならないんです。軽トラックの問題も、消防団の団の再編成の問題も、これが終わらないと配備できないという話ですけれども、それは水害の出動に当たっては、これは土のうを積まなきゃならないという話があつて、今の積載車ではだめだという話が団のほうから出ているわけです。やっぱり軽トラで土のうを積める、オートマ車でないとだめだというのが出ていますので、それはそれで早目に配備していくという必要があるというふうにも思います。新年度予算を見ても、これは予算化になっていないし、第3期の実施計画を見ても掲載されていないわけです。これはお金がかかるわけだから、本来ならば総合計画の実施計画にのせなければこれはできないというふうに思うわけです。だから、その辺のところもしっかり考えていただきたいというふうに思うわけです。

団の編成の会議というか進展が、編成の話が前へ進まないというのは、結局消防団員の団員数を確保できないというのが根っこにあるわけです。団員数が確保できないから編成をいろいろやったりしても、数合わせになってしまって、結局消防力が高まらない。そういうことになってしまうわけです。だから、消防団の処遇改善なり、消防団が活動しやすい環境をつくるというのは、団の再編成のまず根元に当たるわけです。ですから、さっきの雨がっぱ、コンビニに行つて、ビニールがっぱを買つてから出勤しなきゃならないなんという話はとんでもない話で、ようやく新年度予算についたということですから、ぜひこれま

でいろんな議員から提案があった中身で進めて
いただきたいというふうに思います。

ちょっと避難所の問題に戻りますけれども、壇
上でも申し上げましたけれども、平成29年9月に
職員を避難所に派遣するということが指摘され
たわけです。そして、地域防災計画にもそのこと
はちゃんとそういうふうにやりますと書いてあ
る。しかし、結果的に防災計画をつくって数年た
ち、そして議員からこの場で指摘されても、結局
何も前へ進まずに昨年10月12日の混乱を招いた
わけです。だから、問題はそういうことをやりま
すと言いつつながら実際やれていなかったという、そ
こは何でかという話なんです。やっぱり人が足り
ないからじゃないですか。危機管理の部署の人数
が全く足りないと思います。消防団のこの団
の編成の問題にしても、危機管理室の職員体制、
そういうものをもう少し厚くしなければ、私はこ
の問題は前に進まないというふうに思います。

最後に、いじめ問題ありましたけれども、子供
が訴えやすい状況をつくっていくというのは非
常に大事だと思います。その点で、岐阜県の可児
市の例ですけれども、例の尾木ママが特別顧問と
いうふうになっていて、小学校・中学校保護者の
皆さん方にこういうわかりやすいパンフレット
をつくっていて、いじめとはどういうものかとい
うのをわかりやすくやっているわけです。最後
には訴えられるようにお手紙というか封筒もつく
って訴えられるということにしています。そうい
う取り組みもぜひやっていただきたいというふ
うに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○鳥海隆太議長 以上で日本共産党市議団、7番高
橋壽議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたしま
す。

午後 2時30分 休 憩

午後 2時39分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、あらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場
合、会議時間を日程終了まで延長することとし
たいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後4時まで終了
しない場合、会議時間を日程終了まで延長するこ
とに決まりました。

次に進みます。

公明クラブ、6番佐藤弘司議員。

〔6番佐藤弘司議員登壇〕（拍手）

○6番（佐藤弘司議員） 公明クラブの佐藤弘司で
ございます。

まず、お忙しい中、傍聴に来ていただきました
皆様に心より御礼を申し上げます。大変ありがと
うございます。

公明クラブを代表いたしまして市政運営方針に
うたわれている項目を含め、大きく6点について
質問をいたします。山田議員の質問とあわせて質
問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、質問に先立ちまして若干見解を述べさせ
ていただいた後、質問をさせていただきます。

日本の高齢化と人口減少の深刻さは、多くの市
民が認識するところであります。厚生労働省の人
口動態統計によれば、2018年の減少率は44万
8,000人と、ついに40万人台に突入いたしました。
今後も減少幅は年を追うごとに拡大し、2050年
には毎年90万人ずつが減っていくと予測されてお
ります。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の日本
の将来推計人口によれば、40年後には日本の人口
は9,000万人を下回り、現在の約7割まで人口が

減る。そして、100年もたたないうちに日本の人口は半減すると予測しています。今から100年前、1920年、大正9年ではありますが、そのときの日本の人口は約5,600万人でした。つまりその人口が100年かかって現在7,000万人以上ふえて1億2,700万人になり、これから先100年かけて7,000万人が減って大正時代に戻るというわけであります。

以上のことを踏まえると、これから日本が考えるべきことは、国土を均等に発展させる成長モデルではなく、人口減少を前提に戦略的に縮む必要があります。

まちづくりでいえば、既存自治体の枠組みにとられず、もっと狭いエリアに拠点となる、言うなればミニ米沢市的なモデルを志向すべきではないでしょうか。拠点というのは、少人数でも高い収益を上げられるビジネスが存在し、かつ高齢者が歩いて移動できる範囲で日常生活が完結できるエリアと考えます。住民同士が助け合って暮らす地域コミュニティの再構築こそが重要であります。

住民は、市町村を維持するための要員として住んでいるわけではありません。文化的な生活を営むことができる場所だから、そこに住んでいるわけです。財源も担い手も不足していく将来、公助に頼り過ぎず、自助や共助とのベストミックスを図っていくことが大事です。

ひとり暮らしの高齢者が点在して住んでいては共助もままなりません。お裾分け、向こう三軒両隣といったかつての日本に存在した地域コミュニティ内の助け合いを再構築するためにも、寄り添って住むことが必要になります。集中して住めば町にはにぎわいも生まれるのではないのでしょうか。高齢化と人口減少が避けられない以上、避けられないなりにどうやって対応するのかを考えることが喫緊の課題です。戦略的に縮みながら成長する道を考えることを国も自治体も、そして民間も共通して求められていると思います。

それでは、質問に入りますが、昨年の10月、消費税が増税になったことに対しての混乱、影響はあったのかについてお伺いいたします。

2018年には、高齢化に伴って、医療・介護・年金に係る社会保障給付総額は121兆円に達しました。これが2025年には140兆円、2040年には何と190兆円まで膨れ上がります。こうした将来像を見据え、2012年当時の民主党政権のもと、消費税増税の三党合意をし、2014年に8%、そして昨年10月には10%となったところです。

その過程において、公明党は、特に低所得者対策、痛税感の緩和対策として、欧米では常識となっている軽減税率を提案いたしました。与党内からも異論が出され、また野党からは天下の愚策とまでこきおろされ、テレビでも連日のように不安をあおる報道の中、主張を貫き通し、消費税導入とともに軽減税率も導入されたところであります。その後、軽減税率について、昨年の12月7日、8日、2日間にわたり公明党が民間調査会社に委託した全国1万人規模の調査結果を発表いたしました。軽減税率に対して6割が「評価」、7割が「混乱なかった」との回答でありました。

そこでお伺いいたしますが、米沢市での消費税増税に関しての軽減税率の混乱、消費行動の変化、買い控えによる売り上げの低下、そしてポイント還元制度の効果などの状況をお知らせいただきたいと思います。

次に、幼児教育の無償化について伺います。

これまで、社会保障の対象は主に高齢者対策でしたが、少子化の進展に伴い全世代型の社会保障が重要になってまいりました。さきの質問の消費税増税の一部を財源として、同時進行で昨年の10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。全国で約300万人の子供が対象となる幼保無償化は、日本の社会保障の歴史的な大転換とも言うべき大改革です。子育て世帯への支援だけでなく、子供を持ちたいと考えている人にも希望を与える施策です。この件に関しても、公明党は

全国、私ども3,000名の議員が聞き取り方式で幼児教育・保育の無償化に関する実態調査を実施したところです。昨年の11月から12月にかけて約1カ月間行いました。詳細は2回目の質問の際に御紹介いたします。

そこで、米沢市の現状、課題として以下の点をお伺いいたします。

保護者、いわゆる利用者の負担はどうか。こども園、保育園などの運営側の事業所の声はどうか。対象世帯が自動的に無償化になるものではありませんので、対象世帯が漏れることはなかったのか。また、その手続はスムーズに行われたかなど、市として今回からの無償化をどう捉えているのかをお答えください。

次に、教育と文化のまちづくりについてお伺いいたします。

慶応義塾大学の中室牧子教授の著作、本の中に次のような一節があります。学力よりも非認知能力を高める教育こそが人生の成功のためには大切だとあります。認知能力とは、I Qとか学力テストではかれる能力のことです。非認知能力はそれ以外の能力を指す言葉です。例えば、物事をやり抜く力とか、自制心や忍耐力、コミュニケーション能力、リーダーシップ、そういうものを総称して非認知能力と呼びます。もともとは心理学の世界で長年研究されてきたものですが、近年になって経済学の世界でクローズアップされています。それは、非認知能力のほうが発金や昇給などにプラスの影響を与えるという研究がたくさん出てきたからです。

米沢市の教育現場では、非認知能力を高めようとの意識は高まっているのか、お伺いいたします。

このこと、非認知能力を高めることについて、私は読書が非常に重要であり、有効であると思います。そこで、学校図書室の活用・充実を提案いたします。

一例を挙げますと、図書室の中で寝転んで本を読もうが、一切規則、決まりがない。図書室のレ

アウトを工夫するなどして生徒が大勢来る図書室になった。これまでの常識にはとらわれない工夫でそうした図書室になったという、これは初の民間人採用の広島県教育長、平川理恵さんの取り組みの成功事例です。同じく、校内にフリースクールの教室を設置し、学年の区別をせず、時間も自由、来たいときに来ることで、不登校を解消したとのこと。このような大胆な実験もしてみる価値があると思いますが、教育委員会としての御見解をお伺いいたします。

次に、学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みとして、新学習指導要領の本年度、2020年度からの全面实施を見据えた英語教育の取り組みについてであります。

御承知のように、小学校においては、新学習指導要領の全面实施が本年4月に控えており、2019年度までには3年・4年生の外国語の活動、そして5・6年生の教科としての外国語が先行実施されています。これまでの経過とともに、全面实施のこれからの予定をお伺いいたします。

あわせて、当市ではJETプログラムは採用していないとのことですが、ネイティブスピーカーの発音を子供たちに聞かせることは大変有効であり、本市の子供たちが直接的に外国生まれの人と触れ合う体験は、国際人を生み出す意味においても貴重な教育になるのではないのでしょうか。あわせて見解をお伺いいたします。

次に、市政運営方針の中に3つの「健康」をキーワードに掲げておりますが、その中の1つ、「市民の健康」についてお伺いいたします。

「健康長寿日本一」というフレーズは、今や全国の県・市町村で数多く取り組んでいる課題です。たばこは、健康への影響が一番大きいことで問題となっています。ここまで話せばどなたの質問かは理解していただけたと思いますので、心して御答弁をお願いしたいと思います。

たばこは、健康への影響が一番大きいことで問題となっています。実は、たばこの煙には4,000

種の化学物質が含まれ、そのうち200種類は有害物質、そして約70種類には発がん性物質が含まれています。特に問題なのは、たばこを吸う人がフィルターを通して吸い込む主流煙よりも、たばこの先から立ち上る煙を吸い込む副流煙のほうがずっと多くの有害物質が含まれており、主流煙を1とした場合、副流煙にはニコチンが2.8倍、タールが3.4倍、一酸化炭素が4.7倍も多く見られます。たばこの煙が、望まない人まで、自分の意思にかかわらず煙を吸わされてしまい、日本では年間1万5,000人が受動喫煙によって死亡しており、早急に防止対策が必要であります。

その対策として、昨年12月から2カ年計画、計8回にわたり医師を講師として招き、職員の受動喫煙に関する知識を深め、職員各自が受動喫煙防止に取り組むことを促進する目的で研修が行われました。山田議員も参加したそうでありますが、改めて禁煙と防止対策の必要性を痛感したということであります。今年度は、半分の4回終了しましたが、アンケートの結果について職員の感想などをお伺いいたします。

次に、2月15日号の広報に大きく掲載されておりましたが、健康増進法の一部を改正する法律が制定され、本年4月1日から受動喫煙防止の新しい制度が始まります。具体的にどのような制度か、また本市における改善点と課題についてお伺いいたします。

受動喫煙には、三次喫煙、サードハンド・スモークと言うそうですが、三次喫煙があります。たばこの煙は壁やカーテン、衣服、子供の玩具など、受動喫煙と同様に有害物質が約6カ月残存すると言われております。例えば、庁舎の喫煙室を清掃されている方々の健康についての認識です。清掃業務の契約項目として喫煙室の清掃が入っているのかと思いますが、この方たちの健康被害について考える必要があります。三次喫煙を防止するために、清掃員が喫煙室に入らなくてもいいようにするため、また極力短時間の作業で済

むように、どうすればよいか。簡単なことであります。自分の吸ったたばこの吸い殻は、喫煙者が携帯用灰皿を準備して持ち帰るということであります。米沢市が目指す健康長寿日本一の基本理念から考え、市民の誰もが健康で明るく元気に生活を送るために清掃員の方が有害物質にさらされることのないような環境、望まない煙を吸わなくて済む環境づくりについてお伺いいたします。

大きい5番目ですけれども、地域の健康の取り組みについてお伺いいたします。

自助・共助・公助の三助という考え方がありますが、いつから始まったのか諸説ありますが、江戸時代に出羽国米沢藩の藩主である上杉鷹山公が「三助の実践」というものを考えたのが始まりと言われております。意味は現在のものとほとんど同じですが、呼び方が自助・互助・扶助の3つで、特に防災のために考えたのではなく、鷹山公は破綻していた藩の財政を立て直すために行ったと言われております。

市長は、人口減少社会において地域づくりの重要性について触れ、地域住民が互いに「気づき支え合う」ための福祉意識の醸成と地域福祉の活動の活性化を支援していくと言われております。つまり、地域づくりには、自助・共助・そして向こう三軒両隣の支え合いが重要と考えます。

本市において、高齢者の単身、夫婦のみ世帯数、高齢化率の推移についてお伺いします。

また、まちづくり総合計画の基本計画改定に向けたアンケート調査を行いました。が、「暮らしにくいと思う理由」では、「公共交通機関の便が悪い」「車がないと不便」と回答され、本市の最大の課題である公共交通の脆弱さを浮き彫りにしております。現在、乗り合いタクシーが山上地区、田沢地区、そして来年度より広幡地区で行われますが、エリア設定が町なかになっているため、例えば新市内の医院の通院には使えません。かかりつけ医を持つようにという反面、必ずしも利用者の希望する医院には行けず、やや整合性に欠ける

と思います。また、公共交通の空白地もまだまだあります。今後、空白地を含めた高齢者の移動手段についてのお考えをお伺いいたします。

ここで、皆様に吾妻町の町内会の画期的な取り組みを紹介させていただきます。

吾妻町は391世帯で、高齢者単身・夫婦世帯は71世帯です。町内の運営方針として、「高齢者や障がい者に優しいまちづくり」ということを掲げ、その活動として「吾妻町買い物タクシー」事業があります。高齢者や車のない世帯が買い物タクシーを利用するために町内に登録を行います。次に、利用者がタクシーを利用して食料品や日用品などの買い物を行います。ただし、買い物する店は吾妻町から近い相生町と通町の2カ所のスーパーと定められています。タクシーの利用制限はなく、週何回でも可能であり、片道500円、往復で1,000円は自己負担。それ以上のタクシー料金は町内で補助を出しています。利用者は、安心して出かけられ、自分でも商品を選んで買い物ができるため、大変喜ばれているということでした。

今冬は暖冬のためか利用者が予想より少なく、昨年11月から今月末までの4カ月間の町内補助金額は約1万9,000円。登録者18名中、延べ利用者人数14名で、今後さらにPRしていくことで、冬だけでなく夏の暑いときにも熱中症予防にもつながり、利用者数もふえていくものと思います。他の町内からも、手法を教えてほしいとの問い合わせがあるとのこと。閉じこもりがちな高齢者の外出を促し、交流機会をつくることで、健康の保持増進及び介護予防となり、健康長寿のまちづくりに大変寄与していると考えます。

これからますます高齢化が進み、交通弱者がふえると予測され、対策を真剣に考えていかなければならないと思いますが、この住民共助の取り組み、中川市長、ぜひ感想などをお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

最後6番目、安全・安心に暮らせるまちづくりの取り組みについてお伺いいたします。

昨年10月、台風19号は、想定外の大雨により甚大な被害があり、本市においてもかつて経験したことのない雨量で、観測史上1位でした。大雨により多くの地区で避難指示が出されましたが、反面、自分の避難場所がわからない、夜間大雨の中、避難所へ移動することが逆に危険を伴うことなどの課題が見えてきました。地震や噴火などは予測がつかないこともあります。台風の大きさ、進路、通過予測、また雨量、風力などについては、ある程度予測可能となってきました。

避難準備、避難勧告、高齢者・障がい者の避難開始は、行政だけでできるものではなく、地域と連携し、自助・共助が大きな力を発揮すると考えます。このたびの大雨により、他人事でなく、地域の危険箇所や災害時の行動について考える大きな機会となったことと思います。

本市では、山形県防災士養成講座を受講し、防災士を取られた市民の方がおられるとのことでしたが、現在何名おられますか。防災士の資格を取り、地域の安全・安心のまちづくりを目指し、防災・減災の手助けや被害を最小限にするために、思いを持って勉強、資格を取られたと思います。防災士の活動の場をつくり、地域の防災・減災教育や自主防災会の立ち上げなどに知見を発揮していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、昨年3月の代表質問で、災害備蓄品に液体ミルクの導入はできないか伺いましたが、液体ミルクが粉ミルクの2倍から3倍の価格の問題や流通が少ないことで導入はかないませんでした。しかし、このときの質問のやりとりの中で粉ミルクも準備されていないということがわかりまして、大変驚いたところでございますが、その後備蓄していただいたと報告をいただき、一安心したところであります。

母乳のかわりとなる液体ミルクは常温保存が可能で、海外では育児支援用品として普及しています。日本では、2016年の熊本地震で、フィンランドから支援物資として送られ、断水が続く被災地

で、開封してすぐ常温でそのまま授乳できると注目されました。そのときはまだ日本製の製品は、開発されていない状態でありました。

千葉県の山武市も台風15号で、希望者に配った実績があります。停電などで孤立した世帯には保健師らが訪ねて手渡し、1週間で全て使い切ったということでもあります。山武市の健康支援課の保健師は、母親からありがたい、また安心したと喜んでいただいたとの報告があったということでもあります。

昨年、台風19号で河川が氾濫した栃木県栃木市では、9月に入り、注文していた缶入りの液体ミルク240本が届いたばかりの時期で、間に合い、備蓄しておいてよかったと危機管理課の担当者は話しています。

豪雨や地震など、相次ぐ災害に備え、乳児用の液体ミルクを備蓄する自治体が急増し、50自治体が採用。粉ミルクのようにお湯で溶かす必要がなく、断水下でも安心して使えると好評です。兵庫県の西宮市では3月より液体ミルクと粉ミルクをセットで準備すると報道されていました。

令和2年度の山形県の予算で、大規模災害に備えた食料等備蓄品の中に東北で初めて乳幼児用液体ミルクの新規備蓄700万円が予算計上されています。ぜひコストも考えて液体ミルクと粉ミルク両方を準備されたらいいのではないかと考えますが、導入について再度伺いますが、いかがでしょうか。

次に、河川の流れを阻害する支障木対策について伺います。

県と国土交通省山形河川国道事務所、また民間業者による最上川官民連携プラットフォームという事業の取り組みが本市で進められています。支障木は、河川内の流水阻害を引き起こし、洪水時に水位上昇のおそれがあります。樹木が倒れて流木となって下流の堰や橋梁にひっかかり支障を招くおそれが生じます。さらには樹木群が成長することで、見通しが悪くなり、不法投棄等

を助長することにもつながります。

このプラットフォーム事業、大変よい取り組みと思いますが、同時に昨年10月の台風で河川の石や砂が川底に堆積し、浅くなっております。この状態であると、昨年のような大雨で増水し、浸水の危険も高くなる可能性があります。ぜひ県と連携してしっかり対策をしていただきたいと思います。どうでしょうか。伺います。

以上、壇上よりの質問といたします。

○鳥海隆太議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

私からは、地域の健康の取り組みはのうち、高齢者の移動手段をどう確保していくかと吾妻町町内会の買い物タクシー事業についてお答えいたします。

高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯は増加しており、そのような高齢者の生きがいは「健康長寿日本一」の実現に向けても大変重要であり、買い物支援を初めとした高齢者の移動手段の確保は必要なものであると認識しております。

そのような中、本市では、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図り、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、来年度から2カ年をかけ、地域公共交通網形成計画を策定する予定であります。その中で、公共交通空白地を含めた本市の高齢者や障がい者を初めとした、いわゆる交通弱者に配慮し、より使いやすい公共交通となる方向性を示せるよう、策定作業を進めてまいりたいと考えております。

地域公共交通が利便性や効率性、持続可能性などをさらに高めていくためには、何よりも地域の方々一人一人が日常生活に欠かせない交通手段として、その必要性について意識を高め、積極的に利用していただき、地域に欠かせない生活の足として育てていくことが重要であります。そのために高齢者や障がい者を初め、多くの市民が利用

しやすい公共交通形成の実現に向けて、この計画の策定に取り組んでまいりたいとこのように考えております。

次に、御紹介のありました吾妻町町内会の買い物タクシー事業についてであります。

私も昨年12月にこの吾妻町の町内会長さんからお話をお聞きしておりました。大変すばらしい事業だなというふうに思ってお聞きをしておりましたが、何よりも地域で協力し合いながら高齢者世帯の買い物支援を行うなど、町内会独自で地域の課題解決に取り組まれておられることは、自助・共助の精神として大変すばらしい取り組みであるというふうに思います。

他の町内会からも問い合わせがあるとお話でございますので、このような御例示にありましたように鷹山公の教えにもつながる自助・共助の精神が多くの人々に浸透し、誰もが安心して暮らすことのできる地域の健康に向けた広がりとなりますよう、市といたしましても、地域や町内会への助言や情報提供など可能なお手伝いをさせていただきたいとこのように考えております。先進的に取り組んでいただきました吾妻町町内会の皆様に敬意を表したいというふうに思います。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、(1)の消費税増税の混乱と影響はあったかについてお答えいたします。

国の経済状況としましては、内閣府が2月17日に発表しました国内総生産(GDP)の速報値は、5四半期ぶりにマイナス成長となることが示されており、その原因の一つとして消費税の増税が挙げられております。

このような状況の中、本市で実施している中小企業に対する訪問調査の中で、消費税率の改定に伴う影響について聞き取りを行ってきましたが、業種により影響もさまざまあるようです。

また、消費増税による消費者への影響について

商工団体にも聞き取りを行ったところ、消費増税前の駆け込み需要や買いだめといった混乱や増税後における反動等も少なく、消費マインドの冷え込みも少なかったとの回答を受けております。これは、消費税増税に当たり、昨年10月の消費税率の引き上げと同時に、低所得者層へ配慮する観点から軽減税率制度を導入し、消費者への影響を緩和するため、生活に直結する飲食品や新聞などが軽減税率対象品目として指定されたこと、またキャッシュレスポイント還元事業を導入し、需要平準化対策としてキャッシュレス対応による生産性の向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引き上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元による支援が行われたことも影響しているものと考えております。

なお、キャッシュレスポイント還元事業を契機に、本市におけるポイント還元加盟店の登録数は、本市全商店数の86.7%に当たる955店舗に上ります。また、人口1,000人当たりの登録店舗数で比較した数値は県内1位となっており、生産性向上につながるキャッシュレス決済の推進は一定の成果があったと考えております。

市としましては、引き続き国の支援制度の周知を図るとともに、中小企業者の実態把握に努め、今後も消費税増税に係る影響に注視しながら市内経済循環を促進してまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 私からは、初めに幼児教育・保育の無償化の現状と課題についてお答えいたします。

昨年10月、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供の保育料の無償化と保育を必要とするゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の保育料の無償化などが実施されました。

教育を希望されていた1号認定のお子様についても、保護者の就労等により預かり保育を利用する場合は、新たに保育を必要とする認定を受け、その利用料も無償化の対象となったところです。

このように利用する保育施設などによって新たな申請が必要となったことで、保護者の申請の負担は生じましたが、本市では約1,600人が保育料無償化の対象となり、保護者の経済的負担が軽減されました。

保育料の無償化に合わせ、2号認定の子供については、新たに副食費の負担が発生しました。国が定めた公定価格による副食費は1人当たり1月4,500円ですが、給食に係る料金は各施設で決め、徴収することとされました。副食費については、これまで負担していた保育料を下回っており、実質保護者の負担は減少いたしました。

この無償化による幼稚園、保育所、認定こども園などの施設運営側への影響について確認を行ったところ、認定こども園や幼稚園などでは新たな制度に合わせた申請手続の保護者への説明や、新たに認定となった児童の事務手続がふえたことに負担感を感じたことや、保育所では新たに副食費を徴収することになったことへの負担感を感じるなどの回答がございました。

その一方で、経済的格差がなくなることにより、保護者の選択肢が広がり、平等な幼児教育を提供できることにつながったことや認定こども園などで以前から保育料を徴収している施設においては、未納者の減少、各層ごとに異なる保育料徴収がなくなったことによる負担の減、また、園の運営、経営の安定などの効果があったとの回答がございました。

昨年6月に実施した子育て支援に関するアンケート調査において、持つつもりの子供の数が理想より少ない理由として、子育てや教育にお金がかかり過ぎることが第一に挙げられております。このことが第2子、第3子と出産をためらう大きな要因となっていることから、本市としては、幼児

教育・保育の無償化が保護者の経済的負担の大きな軽減策であり、少子化対策としても有効な施策であると考えております。

次に、4の市民の健康の取り組みはのうち、②の改正健康増進法に基づく受動喫煙防止の本制度と本市における改善点及び課題についてお答えいたします。

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が制定されました。この改正は、望まない受動喫煙をなくすことを目的とし、これまで努力義務だった受動喫煙防止対策が義務規定として施設ごとに取り組みが定められました。

また、喫煙が可能な場所においても、全ての人に受動喫煙を生じさせることのないように配慮することが必要とされ、受動喫煙を防止するための取り組みはマナーからルールへと変わり、義務違反には罰則が科せられることになりました。

法改正の内容としましては、多数の人が利用する施設が第一種施設、第二種施設の2つに分類され、第一種施設には受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子供や患者などが主たる利用者となる学校や医療機関、行政機関の庁舎などがあり、令和元年7月1日から敷地内禁煙が実施されておりますが、条件を満たせば特定屋外喫煙場所を設置できるとされております。

第一種施設以外の多くの人が利用する第二種施設には、図書館、体育館、駅、コミュニティセンターなどの公共性の高い施設、事業所、飲食店などがあり、令和2年4月1日から原則屋内禁煙となります。この第二種施設には、市民が管理者となる自治公民館や集会所も含まれます。

これまでやまがた受動喫煙防止宣言に基づき市町村公共施設受動喫煙対策実施状況調査を実施してまいりましたが、今回の健康増進法の改正を受けて施設分類に応じた取り組みがしっかりとされているか施設管理者に再度確認していただき、適切に対応していただくようお願いをしております。

また、これらの法改正の内容については、ホームページや広報で広く周知しているところがありますが、まだまだ浸透していない状況であると考えており、さまざまな機会を捉え、理解を促してまいります。

本市の保健事業では、母子健康手帳交付時から新生児訪問、乳幼児健診など、切れ目のない支援の中で、煙のない環境で子供が成長していけるよう支援しており、健康診査の結果説明会などでは喫煙が与える健康への悪影響や禁煙の重要性、禁煙外来についての情報提供なども行っております。

さらに、昨年12月に制定いたしました米沢市健康長寿のまちづくり推進条例、第10条第3項では、喫煙及び受動喫煙が健康に与える影響と受動喫煙防止の取り組みについて記載しており、今後も国や県と連携しながら受動喫煙の防止に関する取り組みの推進を図ってまいります。

次に、（５）であります、地域の健康の取り組みはということで、まずは私から本市における高齢者数、高齢化率、単身高齢者及び高齢夫婦世帯数についてお答えいたします。

65歳以上の高齢者数及び高齢化率につきましては、各年度4月1日現在の数字となりますが、平成29年度、高齢者数は2万4,701人、高齢化率は30.1%、平成30年度は2万4,886人、30.7%、今年度は2万5,089人、31.2%となっております。

続きまして、単身高齢者数につきましては、平成29年度2,986人、30年度3,003人、今年度は3,049人となっております。

高齢夫婦世帯数につきましては、平成29年度2,934世帯、30年度2,961世帯、今年度は3,006世帯となっております。

どの数値も年々上昇しており、今後もこの傾向は続いていくと予想されます。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 私から、教育と文化のまちづくりの取り組みについてお答えします。

初めに、非認知能力を高める必要性とそれを高めるための学校での取り組みについてであります。文部科学省による現行幼稚園教育要領等の成果と課題の取りまとめの中で、国際的にも忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルや非認知的能力を幼児期に身につけることが大人になってからの生活に大きな差を生じさせるといった研究成果や幼児期における語彙数、多様な運動経験などがその後の学力、運動能力に大きな影響を与えるといった調査結果などが報告されています。幼児教育での重要性を踏まえ、各小中学校において児童生徒の実態に応じた非認知能力を高める取り組みを行っております。

また、市全体としては、平成26年度から米沢市全小中学校で取り組んでいる「だれもが行きたくなる学校づくり」にかかわる共通実践があります。この取り組みには、SEL、ピアサポート、協同学習の3つの柱があり、人とかかわりをよりよいものにしていくために自他の感情の理解やコントロールなどをスキルとして学ぶSEL、そのスキルを生かしながら、例えば異学年交流などで子供同士が互いに支え合うピアサポート、仲間と対話を通して協力しながら学習課題の解決を目指し自己の力を高めていく協同学習があります。非認知能力を高めることにつながる取り組みを米沢市全小中学校で共通実践として行っているところです。

次に、学校図書館の利用や学校司書の状況についてお答えします。

各小中学校においては、児童生徒が本に親しめるように学校図書館の整備や読書活動の充実を図っています。学校図書館担当の教職員や図書委員の児童生徒を中心に、季節ごとにテーマを決めて本を展示したり、読書週間や月間などのイベントに向けた準備をしたり、読み聞かせや本の紹介をしたりする活動を行っています。また、来年度

からは学校司書を新たに2名配置し、各校を巡回する予定です。今後も、さらなる読書活動の充実を図り、豊かな読書活動を通して非認知能力を鍛え、高めていくことにもつなげていきたいと考えます。

次に、市立学校内フリースクールの設置についてお答えします。

校内フリースクールにつきましては、悩みを抱える児童生徒の居場所として設置している自治体があることやその状況について把握しております。校内フリースクールのメリットとして、他施設に行かずとも学校に通いながら安心できる場所で過ごすことができること、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな指導、支援ができることがあると認識しております。

本市におきましても、その役割を担うものとして別室登校があります。児童生徒が教室に入ることが難しい場合、別室で学習や相談ができるような環境を各校でつくっています。教職員が別室での指導を行うことができるように配置体制を工夫したり、市の適応指導員等を配置したりしています。また、児童生徒が学校に行くことが難しい場合、市の適応指導教室に通室するケースもあります。個々の児童生徒の実態に即した学習を中心に調理や軽スポーツ等の活動も行います。適応指導教室においてさまざまな活動を行う中で、自己存在感を感じることができる機会をつくったり、他者とかかわる経験を持つことができるようにしたりしています。

今後も、児童生徒が学校に気軽に登校し、安心して過ごすことができる別室登校などの対応を行い、校内体制づくりや適応指導教室との連携を強化していきたいと考えております。

次に、小学校における外国語の移行措置期間から全面実施に向けての取り組みについてお答えいたします。

令和2年度からのスムーズな実施に向け、時数や学習内容といったハード面と教員の指導力と

いったソフト面の両面の充実を図ってきております。

ハード面での具体的な取り組みとしては、平成30年度に教育課程の見直しを行い、市内全小学校で3・4年生15時間、5・6年生50時間、今年度は全面実施と同時数、3・4年生35時間、5・6年生70時間で実施いたしました。

一方、ソフト面における具体的な取り組みは、大きく2つあります。1つ目は、英語専科教員2名、日本人外国語講師4名を学校規模に合わせ全小学校に年間を通して定期的に配置しております。授業づくりに助言をしたり、一緒に授業を行ったりして、やりとりを重視した授業の質の向上につなげております。

2つ目は、研修や専門組織における研究推進と研究成果の共有です。国や県の研修や研究会への参加を積極的に呼びかけ、実際に参加者数は大きく増加しています。

また、専門組織として昨年度から米沢市教育研究所内に市内小中学校の外国語教育に精通している教職員10名をメンバーとした英語教育研究委員会が設置され、外国語教育に特化して研究を進めております。

今年度につきましては、研究員全員で検討し作成した指導案をもとに、研究員みずからが小学校で授業を公開いたしました。全小中学校から教職員が参観し、授業を受けての研究会を行いました。このように研修や研究成果の還元が図られてきています。

今後も、引き続き学校や教職員を支える取り組みを推進し、児童が豊かに学び、外国語教育の質を高めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、(4)市民の健康の取り組みはのうち、初めに職員向けに実施しました受動喫煙防止対策研修の受講者の感想につ

いてお答えいたします。

この研修は、職場における受動喫煙防止対策への職員の理解を深めるため、喫煙習慣の有無にかかわらず、今年度と令和2年度の2カ年間で全職員を受講対象として実施するものであります。

今年度は、この研修を12月から2月にかけて合計4回実施し、263人の職員が受講したところで、研修の受講前後に喫煙に関するアンケート調査を実施いたしました。

アンケートの集計結果としては、受講前に比べ、受講後には喫煙が及ぼす健康への悪影響に関する認識がより強まるとともに、受動喫煙防止に対する取り組みの強化について理解を深めた職員が多い傾向にありました。また、受講職員15人から自由記載があり、受動喫煙防止の推進に関する意見が多かった一方、喫煙を擁護する意見も一部ありました。このような集計結果から考察しますと、このたびの研修は受動喫煙の危険性の意識づけに大きな効果があつたものと認識しております。

令和2年度までに全職員がこの研修を受講する予定であり、職員全体に受動喫煙防止の強い意識づけがなされることが期待できますので、今後も引き続き効果的な受動喫煙防止の取り組みの実施に努めていきたいと考えております。

次に、庁舎の喫煙所清掃に係る三次喫煙による受動喫煙への対応についてお答えします。

三次喫煙とは、サードハンド・スモークとも言われており、部屋の壁や喫煙者の衣服、髪の毛などにたばこの火が消された後もたばこ由来の化学物質等が残留することにより、その部屋を使用する者や当該喫煙者の近くにいる者などが当該化学物質等を吸入することをいいます。三次喫煙は新しい概念であるため、その健康への影響については明らかではない部分もあるようではありますが、受動喫煙の状態にあるということは認識できるものであります。

したがって、庁舎の喫煙所の清掃員が非喫

煙者である場合、受動喫煙防止のため、議員お述べの携帯用灰皿を使用する取り組みは有効なものであると考えます。ただし、市庁舎の喫煙所は、市職員だけではなく来庁した市民も利用できることとなっております。市民の方が携帯用灰皿をお持ち合わせでない場合を考慮すると課題もありますことから、灰皿を撤去することは慎重に判断する必要があると考えます。

しかしながら、三次喫煙による受動喫煙の危険性やその防止の必要性は認識しておりますので、喫煙所の清掃の仕方の工夫や職員の喫煙に関するルールの見直しなどを行い、できる限りの防止策を講じていきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、安全・安心に暮らせるまちづくりの取り組みはのうち、防災士の活動の場の提供と液体ミルクの備蓄に係る質問にお答えいたします。

初めに、防災士についてですが、防災士とは社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、そのために十分な意識、知識、技能を有する人として特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した方です。防災士資格を取得するには、日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修講座を受講し、防災士資格取得試験に合格する一般的な方法と消防・警察の現職及びOBなどの方が特例制度を使って取得する方法とがあります。現在は山形県が研修機関となって防災士の養成を行っており、本市においても自主防災組織の方を中心に今年度から4名分の受講料助成を行っております。

本市で把握している防災士の資格取得者数については、現在28名いらっしゃいますが、資格取得後は主に自宅や職場、自分が住んでいる自主防災組織、町内会などで活動されており、本市では他の地域の自主防災組織へ指導を依頼するなどの

活動の場の提供は行っておらず、市全体の連絡会なども組織していない状況となっております。

本市には、防災士のほかにも山形県で10名委嘱している自主防災アドバイザーのうち、本市在住の方が3名いらっしゃいますので、まずは皆さんの御意見をお聞きしながら、今後活動の場の提供などについて検討していきたいと考えております。

なお、防災士のネットワークとして日本防災士会が組織され、山形県支部もあるようですので、活動状況などについて情報収集を行っていききたいと考えております。

次に、液体ミルクの備蓄についてですが、乳児用ミルクにつきましては、平成30年8月に厚生労働省が液体ミルクの製造・販売を解禁したことにより、国内メーカーが平成31年春に販売を開始し、全国的にはコンビニエンスストアや高速道路のサービスエリアにも販路が拡大しております。

液体ミルクは、粉ミルクのようにお湯を注ぐ必要がなく、哺乳瓶に移してそのまま飲めるのが特徴です。育児負担の軽減につながるほか、常温で半年または1年間保存できる商品があり、水道などライフラインが停止するおそれのある災害時の備蓄品として強みを発揮し、さまざまな自治体において備蓄が開始されており、山形県でも令和2年度に備蓄予定となっているようです。

本市での導入につきましては、粉ミルクに比べて約2倍の導入コストがかかることやコミュニティセンター等に配置している防災資機材倉庫では夏冬の気候を考えますと保存場所としては適切ではないと思われ、また使用する側ではいつも飲ませているミルクと味が変わることで不安を感じる方もいらっしゃるようです。

しかし、温めずにそのまま乳児に飲ませられる乳製品であり、災害発生時に加えて外出の際も便利で、育児負担の軽減につながると期待されておりますので、液体ミルクとは何か、その正しい使い方については市民にも今後周知していく必要

があると考えております。

本市といたしましては、現在備蓄している粉ミルクの数量をふやすとともに、液体ミルクの導入コストや保管場所、また現行の商品では保存期間が長いものでも1年であることから、賞味期限が迫った場合の有効活用など課題はあるものの、市民へのPRを兼ねて試験的にでも令和2年度の導入を検討し、今後の乳児・妊産婦に対する支援体制強化につなげていきたいと考えております。

また、民間の大手スーパー企業と災害時の応急生活物資の供給について協定を締結しておりますので、万一の場合はこちらも活用していきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 杉浦建設部長。

〔杉浦隆治建設部長登壇〕

○杉浦隆治建設部長 私からは、(6)のうち、河川の土砂堆積と支障木の対策についてお答えいたします。

議員がただいまお話しされましたとおり、河川区域内の堆積土の撤去や支障木伐採につきましては、河川機能を果たしていく上で必要な作業であり、計画的に進めていく必要があります。

本市管内で進められております主な取り組みをお知らせしますと、最上川下流部の国直轄で管理している区間については、公募型の支障木の伐採に取り組んでおり、平成30年度の実績は窪田町窪田を含め、3地区で面積約12ヘクタールを実施し、令和元年度は2地区で約3ヘクタールを予定しております。

また、昨年の台風19号の影響を受け、本市の下流域である高畠町糠野目地区で国事業の緊急対策として最上川本川の河川断面を確保し、流下能力アップを図るため、河川敷地内の土砂を運び出す河道掘削をこれから発注に向け準備をしているとお聞きしているところであります。

県においては、通常の河川維持業務に加え、河川流下能力向上緊急対策事業を実施しており、支

障木伐採については、平成30年度の実績として最上川を含む5河川で面積約5ヘクタールの伐採を実施し、堆積土砂については最上川の1河川、赤崩地区で実施し、令和元年度については天王川と羽黒川の支障木伐採を現在実施しているところであり、今後についても計画的に進められる予定となっております。

加えて議員から御紹介がありました今年度から新たな事業として国と県の管理区域を超えた民間事業者との協働による河道内樹木伐採を目的とした最上川官民連携プラットフォームが実施地区として米沢地区が選定され、箇所につきましては、最上川・羽黒川工区と鬼面川工区の2カ所が計画されているところであります。

以上、現在取り組んでいる主な事業を御紹介させていただきましたが、本市といたしましても、引き続き地元の支障木の伐採要望も含め、情報等を各河川管理者にお伝えしていくとともに、豪雨などによる災害を未然に防ぐための計画的な治水対策を積極的に推進されますよう、今後とも国や県に要請、そして連携していき、安全・安心な河川環境整備につなげてまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） 御答弁ありがとうございます。

それでは、順を追って再度お聞きしてまいりたいと思いますが、まず軽減税率の1万人調査の結果をお知らせいたしますけれども、この調査では全体の約6割が軽減税率を「大いに評価する」「ある程度評価する」という結果、先ほども申し上げました。「評価する」は自民・公明支持層では7割、軽減税率に反対した野党の支持層でも4割が支持している結果でありました。

また、最多の評価理由としては、「食品の税率が据え置かれて安心した」という、消費者が軽減税率の効果を実感しているという結果を示すことになったわけであります。

一方、軽減税率による混乱を経験したかとの問いでは、72%が「経験していない」と回答。野党や一部マスコミが軽減税率は複雑で混乱すると批判しておりましたが、ほとんどの消費者が混乱はなかったと感じているという実態が明らかになったことでもありますし、ただいまの産業部長の答弁でも確認したところであります。

私も、実際買い物をしている、そういった会計のトラブル等々に遭遇した経験ありませんし、自分が買い物したレシートに、1枚のレシートに8%、10%が明確に自動的に表示になってわかりやすい状態で、これは問題ないと思ったところでありましたが、1つコメントを紹介しますと、一番大変じゃないかと心配されたコンビニ関係の日本フランチャイズチェーン協会の伊藤廣幸専務理事のコメントが新聞に載っておりました。その中身を要約しますと、コンビニは駆け込み需要や反動感が少なく、売り上げが比較的堅調だと。商品の多くが食品であることから、軽減税率の効果は大きいと。ポイント還元制度の効果もあり、売り上げがプラスになっていることもありますというようなコメントも出されておりました。

ともあれ、増税分の財源を有効活用し、これから全世代型の社会保障に生かされていくものと期待するところであります。米沢の状況も確認できたところでありますので、大変ありがとうございます。

次に、保育の無償化についてでありますけれども、これは部長答弁のように、これまでの制度大変革、大転換する事業でありましたので、やっぱりさまざまな多少の支障、または困難はあった旨、今報告あったところでありますが、これは大変少子化対策、子育て対策として有効でありますので、今後とも全力を挙げて取り組んでいただきたいと希望するところであります。

次に、教育関係の部分でありますけれども、非認知能力を高める方途といたしましてやっぱり

取り組んでいるということによろしいかと思いますが、いわゆる私どもも、昨年、教育研究発表会、小学校、中学校、見学させていただきましたが、ああいう部分の探求型学習というんですか、我々の大昔と違った、先生からの一方通行ではない、正解だけを押しつける教育ではないということで、そういう部分も含めた非認知能力教育に力を入れているという認識でよろしいのでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今議員お述べのとおり、今の教育については、さまざまな課題を提案し、子供たちが協力し合いながら自分で方向性を見つけて答えを導くというような形を重要視しておりますので、そういった教育活動も非認知能力を高めることにつながっているというふうに感じているところでございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） 教育長の答弁にもありましたが、この件に関しては、早いうち、いわゆる幼少期、中学高校時代、総じては二十までの若い時代にこの非認知能力に可鍛性、つまり鍛えて伸ばせる可能性があるということです。まさに小学校中学校時代、これには力を入れて、今までどおりといいますか、これ以上、本当に少子化の貴重な人材でありますので、力を入れていっていただきたいと思います。

この部分に、この非認知能力を生かす、伸ばす部分に読書は大切だということに関しては、そういう認識でよろしいですか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 議員お話しいただいているように、非認知能力については、人とかかわりの中で伸びる部分が非常に大きいというふうには言われていますけれども、一方、やはり高い知的刺激というのも一つ非認知能力を伸ばすものというふうに捉えているものでございます。読書には高い知的刺激がございますので、そうい

った意味で非常に効果的なものであろうというふうに考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） そこで、読書が大事だということで、よく教育長の答弁にも家読^{うちどく}に取り組むということはあると思いますが、やはり私は限界があると思います。ですので、学校の図書館、図書室をさらに充実すべきだということです。それはなぜかといいますと、親が余り読書に親しんでいない家庭では限界があるんです。選挙と同じです。親が選挙、投票に行かないと、子供はもうその意識すらないということで、小林委員長笑っておられますけれども、本当にそれと同じで、やっぱり家読^{うちどく}の大切さをわかっていながら、家庭に帰って読書の習慣がないと限界があります。ですから、その分は強制的にでも行きやすい図書室をつくって学校が引っ張るような形で読書に親しませるというか、それが大事だということで、あえて申し上げておるところでありますので、もう一度認識をお聞かせいただけますか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今お話あったようなところは感じているところでございます。やはり学校だけ、家庭だけというふうなことでは高まらないというふうに思いますので、連携していくことも大事なというふうに思います。

なお、本市の小中学校の図書館の中でも、じゅうたん敷きにして、寝そべるまではいかないかもしれませんが、そこに座って、床に座って読むことができるような環境をつくっている学校もございますので、図書館をますます子供たちが行きたくなる図書館づくりというふうなことを目指していきたいということと、あとは図書司書、学校司書をこのたび来年度から2人入れますので、良書の選択、準備、そしてその良書の紹介を通して子供たちが読書を好きになるようなそんな取り組みも展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番(佐藤弘司議員) よろしくお願ひしますが、
いわゆる図書室は第二の保健室とも御存じのと
おり言われておりますので、本を読むことだけで
なく、いじめ対策とか不登校の対策の一助となる
役割も十分認識されていると思いますので、さら
に取り組みを強化していただきたいと思います。

関係してフリースクールの件ですけれども、先
ほどの答弁を受けますと、やっぱり別室登校がこ
のフリースクールの役目を果たしているという
認識なんでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 フリースクール、校内フ
リースクールというふうな取り組みをしている
ところを確認してみますと、やはり今現在こちら
で行っている別室登校では賄えない部分も大い
にあるのかなというふうなことは感じていると
ころでございます。ですので、フリースクールと
今本市で行っているような別室登校というふう
なことは、全くイコールというふうなことにはな
らないのかなというふうな認識はございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番(佐藤弘司議員) 後日一般質問で高橋英夫
議員がやっていただくもの、もっとさらに突っ込
んで多分やっていただくことになると思います
ので、私のほうは以上でやめますけれども、読書
活動、あと非認知能力を高める活動、あと英語教
育も関谷議員がやりますので、よろしくどうかお
願ひしたいと思います。

次に、たばこ、受動喫煙であります、これは
お聞きするまでもありませんが、まずいろんな課
題はあると思いますが、ちょうど来年令和3年5
月に新庁舎を開庁するわけですので、そのときは
完璧を期していただきたいと思います。せめて、
今今も大切ですが、思います。

そこで、参考的に厚労省のデータを紹介します
と、2015年当時のこの損失額は2兆円を超えると。
たばこが原因と考えられる病気とか火災の損失

額は日本全国で2兆円を超えるという実態があ
ります。その内訳は、たばこが原因と考えられる
病気の医療費は1兆6,900億円、これらの病気で
必要になった介護の費用、これが2,600億円、た
ばこによる火災などの関連した費用が1,000億円
と、こういう膨大な損失を削減するためにも、こ
れはやっぱり禁煙と受動喫煙防止というのはも
う不可欠の政策だと思います。

米沢でも、こういうような数値を出して、米沢
の医療費にどのぐらい影響があるだとかという
部分が必要だと思います。いわゆる健康長寿日
本一推進プラン、令和7年までの計画がございま
すが、健康長寿日本一の活動という、なかなか
目に見えてこないわけです。頑張ったとか頑張ら
ないとかぐらいの表現では、なかなか実感とし
て湧きづらいということで、今御紹介したような数
値、例えば米沢の実態を数値化するとか、デー
タ化した数字をもとに進捗状況を評価するという
部分が合ったほうがわかりやすいんじゃないか
と思います、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 プランについては、それ
が策定当時から数値についてさまざまお話をい
ただいております。現在もその数値については
いまだ皆様にお示しはできていない状態なん
ですが、できるだけ早い段階で数値目標をつくり
まして、案をプランにしていまいりたいというふう
に考えているところであります。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番(佐藤弘司議員) あと、清掃作業員の方の
件も、実はきのう質問する立場上、帰りに回っ
ていったんですね。そうしたら議長もいらっしや
いましたけれども、莫大な量でした、その吸い殻
の量とか。そういうことで、今答弁あったよう
に、でき得限りの対策をとっていただいて、そし
て晴れて新庁舎開庁時には先ほど申し上げたよ
うに完璧な対策にしていいただきたいということ
を希望して、この部分は終了したいと思います。

次に、公共交通の件、吾妻町の買い物タクシーを御紹介申し上げましたが、市長からは大変よいことだというお褒めの感想等々をいただいて、私も今回の質問をするまで存じ上げなかったんですけれども、私も町内会長を仰せつかっている立場上、やっぱり非常に先進的なよい事例だなと感じたところであります。敬老の祝い品の記念品を出されるよりもずっとこっちに使ったほうがいいかなと実感したところであります。これを通して、本当にこれからはやっぱり行政だけで全てする時代ではないなということも実感したところですよ。いわゆる、こういうデマンドタクシーにしる、公共交通にしる、住民の理解とといいますか、覚悟といったほうがいいのでしょうか、いわゆるそういう市内循環バスとかそういったものを新たにすることは、本当に皆さん方、自家用車通勤からバス通勤に変更できますかとか、あとは交通弱者と言われる学生であるとか高齢者の方だけを対象とした事業というのはまず成り立たないと思うんですよ。やっぱり利用者が少なくなって皆廃止になったわけですから、いわゆるみんなが公共交通機関を利用することに切りかえられるかというのが一番のポイントだと思います。ですから、行政だけに任せるんでなく、冒頭言ったように自分たちの便利さ、そして手軽さを犠牲にしても、地域の課題を解決するという意思を市民の皆さんに訴えることも大事ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 我妻地域振興主幹。

○我妻重義地域振興主幹 議員お述べのとおり、公共交通を使っていただくというのが大前提になりますので、前に議会のほうから政策提言いただきました中にも育てていくというのが大事だということを受けとめておりますので、今回策定します公共交通網形成計画の中にもそのハード面だけでなくソフト面と、あとどうやったら利用していただけるか、どうやったら利用が向上するかという部分も検討して計画の中に盛り込む予定

になっておりますので、そこら辺は十分に検討していきたいというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） そのように、本当にこれからは冒頭申し上げたように成長モデルの時代ではなくて、戦略的に縮むということも、そういうことも含まれると思いますので、官民、そして官学民も含めて協力しながら進めていくというまちづくりが大切だなと思ったところでありますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それで、最後に防災関係の液体ミルク関連ですけれども、安全・安心・災害対策としての液体ミルクの件で最後に質問いたします。

調査なくして発言なしというのは私の信条でありますので、液体ミルク、飲んでみました。いや、おいしくなかったですね。当然ですね。もう60過ぎのおっさんが飲んだっておいしいわけないんですね。でも、やっぱり赤ちゃんにとっては命をつなぐ液体ミルクであります。部長、いろいろ答弁いただきましたけれども、やっぱり粉と液体ミルクの両方を準備するというメリットは非常にあると思います。壇上でも申し上げましたが、昨年の答弁のやりとりで、粉ミルクもなかったということで、非常にショックで、それこそ富佐ちゃんに怒られるところだったわけなんです。それで、その後、粉ミルクも配備したということで一安心したわけではありますが、もう50以上の自治体で準備しているということでもありますし、また被災して一番やっぱりとまる確率が多いのが水なんです、水道。被災して一番命にかかわるのも水でありますので、まず3日間あれば何とか復旧する例が多いということで、3日間分の液体ミルクを備蓄して、そして残りを粉ミルクにするというような方法もあると思いますが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 今3日分というお話もあったわけなんです、先ほどお話ししましたよう

に民間の大手スーパー企業と災害時の応急生活物資の供給の協定を締結しております。こういった協定を結んでいても、すぐ届くということは必ず限りませんので、やっぱり3日間とかそういった期間のいろんなものの備蓄というのも重要だというふうに考えておりますので、液体ミルクについては一遍にその分を導入というのはなかなか難しいと思いますが、少しずつ導入をしていくようなことで、検討したいというふうに考えております。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） 先ほどの答弁では試験的にまずやってみるという答弁がありました。ですから、そこからまず大事だと思いますので、おいおいまた訴えながら、また相談しながらやっていきたいと思いますが、本当にこの少子化が進んでいる時代、子供さんを守る施策が一番大切だと思いますので、試験的導入から始めて粉ミルクと併用できるような対策をとっていただきたいということを希望いたしまして、私の代表質問を終了します。ありがとうございました。

○鳥海隆太議長 以上で公明クラブ、6番佐藤弘司議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 4時06分 休 憩

午後 4時06分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案の付託

○鳥海隆太議長 次に、日程第2、議案の付託であります。

去る2月25日の本会議で上程されました議案31件は、会議規則第37条第1項の規定により、配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会は、会議日程により慎重審査の上、補正予算は来る3月10日の本会議に、その他の議案は来る3月24日の本会議にその結果を報告願います。

日程第3 請願の付託

○鳥海隆太議長 次に、日程第3、請願の付託であります。

今定例会において受理いたしました請願は、3件であります。会議規則第141条第1項の規定により、配付しております請願文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

所管の委員会は、会議日程により慎重審査の上、来る3月24日の本会議にその結果を報告願います。

暫時休憩いたします。

午後 4時08分 休 憩

午後 4時17分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 一般質問

○鳥海隆太議長 日程第4、一般質問を行います。順次発言を許可いたします。

一つ、姉妹都市、歴史親善友好都市、友好都市交流の今後の展開について、20番井上由紀雄議員。

〔20番井上由紀雄議員登壇〕（拍手）

○20番（井上由紀雄議員） こんにちは。明誠会の井上由紀雄です。

一般質問の先陣を務めさせていただき、光栄に存じます。一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

早速質問に入らせていただきます。

宮崎県高鍋町の姉妹都市提携の調印を機に、国内において5市1町の市町と姉妹都市、歴史親善友好都市、友好都市の提携を行い現在に至っております。友好を結ぶ背景には、それぞれの姉妹都市等の歴史、資源、文化、暮らし、人材、環境等に触れることにより、みずからの地域の特徴や実情を踏まえ、市民生活の豊かさと地域の魅力の向上や活性化を図ることが少なからず求められると思います。

それらには行政だけの交流にとどまらず、民間交流が大変重要だと思います。これからの姉妹都市等とのさらなる交流促進と相互の信頼関係を深めるための取り組みについてお伺ひいたします。

平成12年に姉妹都市提携を交わした上杉鷹山公の師、細井平洲先生の出生地である愛知県東海市は、平成14年から市内全6校の中学生約1,200名が毎年米沢市を修学旅行で訪れております。「敬師の里山上」の羽黒神社と普門院の見学を行い、山上地区民との交流や市内において体験学習、宿泊等も行っております。これは、東海市の「米沢を見ずして、細井平洲先生を語るなかれ」という考えで行われていると聞いております。修学の意味を踏まえ、中学校の修学旅行先に姉妹都市、歴史親善友好都市、友好都市を含めるお考えはないかお伺ひいたします。

また、平成16年に「米沢市・東海市交流促進の会」が発足して以来、今日に至るまで、地区民も加わった民間交流が盛んに行われており、「米沢

市・東海市交流促進の会」10周年の年に当たる平成26年9月26日には、東海市より「敬師の像」の寄贈を受け、普門院において両市の関係者と地区民が参列し除幕式が盛大に行われました。そして、本年は姉妹都市提携20周年の節目に当たりますが、当市としての取り組みについてお伺ひいたします。

次に、平成16年10月に発生した新潟県中越地震のとき、当時の新潟県川口町と「ふるさと友好都市」の提携を行っていた東京都狛江市の消防団応援隊が、川口町周辺の主要道路が寸断されたにもかかわらず、川口町に一番乗りし、救援物資の仕分けや避難住民の支援を行ったとのことですが、これは平時において両市町間で定期的に消防団の研修や物資輸送訓練を実施し、相互の信頼関係と地理的条件の把握に努めた結果だそうです。

平成7年から各姉妹都市と広域災害に備える体制づくりのため、「災害時相互応援協定」の締結を行っているわけですが、旧川口町と狛江市の例を踏まえ、広域災害の対応を今後どのように進めていくか、お伺ひいたします。

以上で、壇上よりの質問といたします。

○鳥海隆太議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 井上由紀雄議員の質問にお答えいたします。

私からは、姉妹都市、歴史親善友好都市、友好都市交流の今後の展開についてのうち、東海市との姉妹都市提携20周年を記念した取り組みはについてお答えいたします。

本年は、米沢藩中興の祖である上杉鷹山公とその師である細井平洲先生との師弟関係を機縁として平成12年に愛知県東海市と姉妹都市の盟約を提携してから20周年に当たります。

この間、本市と東海市は各種催事における行政間の交流のみにとどまらず、本市の「米沢市・東海市交流促進の会」、「敬師の里未来づくり委員会」など山上地区を中心とした皆様と東海市の

「平洲会」、「東海市民謡（踊）保存会」との相互交流が盛んに行われており、また平成14年度からは東海市の全中学3年生が毎年修学旅行で本市を訪れるなど、姉妹都市の中でも、教育、文化、産業など各分野にわたる市民交流が緊密に行われております。

このことから、姉妹都市提携20周年を迎える令和2年度においても、これまで継続して行われてきました市民間の交流をより活性化したいと考えており、行政主導で記念事業等を開催するのではなく、市民間交流の中心的存在である「米沢市・東海市交流促進の会」が実施する講演会などの20周年事業に対して財政的支援を行うことで記念事業を展開し、両市間のさらなる信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

他都市との交流は本市のみで得ることのできない取り組みや体験、情報を得る機会をもたらし、市民の豊かな心を育む役割も担っております。

これからも、このたびの姉妹都市提携20周年を契機に東海市と本市の友好関係がより親密で強固なものになるよう、交流団体や山上地区の皆様と連携を図りながら各種交流事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

〔今崎浩規教育指導部長登壇〕

○今崎浩規教育指導部長 私からは、修学旅行先を姉妹都市にできないかという御質問についてお答えいたします。

まず、本市中学校の修学旅行の現状を申し上げますと、ほとんどの中学校が東京で2泊3日の修学旅行を行っております。日本の首都である東京は、政治・文化の中心地であるとともに、各教科の学習、特に社会科との関連、さらにはキャリア教育の視点等からも、さまざまな学習を計画しやすい場所になっているところでございます。

例えば、国会議事堂は、日本の政治が行われている場所であり、実際に訪れることは大きな意義があると考えております。そのほかの行程につき

ましても、学校ごとに工夫をしながら学習内容を設定しております。事前学習で班ごとに計画を立て、都内から数カ所の目的地を訪れて回る班別自主研修、あるいは都内の大学や専門学校等を訪問し、自分たちのテーマに沿って行う体験的な学習を行っている学校もある状況でございます。

議員お述べの修学旅行時に姉妹都市を訪れ歴史等について学ぶというふうなことも、大事な視点であるというふうに捉えるところではございます。修学旅行の目的地として東京が限定されているわけではありませんが、生徒たちに体験させたい学習、あるいは見学の行程、移動にかかる時間、修学旅行の経費は各家庭からの集金で積み立てを行っていることなど、総合的にあわせ考えて学校では東京近辺というふうな形で今現在行っているところというふうに認識しているところでございます。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、(3)の姉妹都市等との災害時相互応援協定の体制についてお答えいたします。

災害対策基本法の中では、地方公共団体相互協力に関する規定や地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する規定が設けられております。本市においても、大規模災害等により大きな被害を受け、他自治体の支援を受けることを想定し、平常時から応援協定を締結することにより、災害時の支援・協力体制を構築しております。

姉妹都市、歴史親善友好都市、友好都市では、6つの自治体と災害時応援協定を締結しており、そのほかには3つの自治体と協定を締結しております。また、山形県内35市町村でも広域で応援協定を締結しております。

主な応援の内容ですが、1つ目として、食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供、2つ目として被災者の救出、

医療、防疫、施設の応急復旧、その他の活動に必要な資機材及び物資の提供、3つ目として救援活動に必要な車両その他の提供、4つ目として救助及び応急復旧に必要な職員の派遣、5つ目として被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れなどとなっております。

質問にあります姉妹都市、歴史親善友好都市、友好都市同士での災害時を想定した研修などは現在行っておりませんが、スムーズに連携を行うために、お互いの担当部署、担当者、連絡先などについてはそれぞれの自治体と毎年度情報交換を行っております。

そのほかに1自治体同士の協定ではありませんが、福島県、宮城県、山形県の広域圏において34の自治体から成る災害時応援協定を締結しており、毎年会議の場で意見交換なども行っております。

昨年秋の台風第19号では、これらの応援協定に基づいて福島県相馬市へ給水車を貸し出し、福島県伊達市へは飲料水の支援を行っております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） 順番にお聞かせいただければと思います。

先ほど東京のほうに修学旅行のほうはほとんどの学校が向かっているということだったんですけれども、先ほど壇上からも申し上げたんですけれども、東海市のほうではやっぱり細井平洲先生がそこで生まれまして、そして上杉鷹山公がこちらにいらっしゃるということで、米沢を見ずしてということでおっしゃられていると。それと同じように、米沢市内の小中学校の体育館には上杉謙信公と上杉鷹山公の肖像画が掲げられております。これは本当に珍しいことだなと思っているところで。ほかの自治体では余り見かけない光景でもございますし。

宮崎県まではちょっと無理だとしても、藩祖上杉謙信公や直江山城守兼続ゆかりの姉妹都市、歴

史親善友好都市である新潟県上越市や南魚沼市に東京へ向かう途中でも結構だと思います。また、帰りでも結構だと思うんですけども、旅行のお金に負担がかからない程度に回ってきていただいて、そして藩祖の歴史に触れて米沢の歴史にも触れるということも大切なのではないかなと思ったものですから、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今議員お話しの上越市、あるいは南魚沼市を経由しながら東京に向かうと、あるいは帰りに回ってこちらに戻るというふうな行程も、新潟がちょっと時間はかかりますけれどもすぐ隣の県というふうなことも考えますと、そういったこともあるというふうに思います。先ほども申し上げましたとおり、さまざまな見学地の問題であるとか、あと移動の時間、なかなか移動の時間が長くなりますと見学する場所も減ってしまうなんていうふうなところもございます。そういったところをさまざま総合的に考えてというふうな判断にはなろうかというふうに思いますけれども、議員がお話しいたっているそういったものをテーマの一つとして捉えるというふうなことも大事な視点というふうに思いますので、そういったところについては学校にも情報を提供しながら、検討の際に一つ材料として検討してもらえようにはしていきたいというふうには考えております。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） よろしく願いしたいと思います。

山形大学なんですけれども、毎年愛知県から約40名の方が入学なさっています。東海市出身かどうかはちょっと定かではないんですけれども、このような交流が生まれることも素晴らしいことだなとも思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

あと、先ほど市長から答弁いただいたわけなん

ですけれども、羽黒神社、普門院のこと、周辺のことになるわけなんですけれども、今後羽黒神社、普門院周辺の整備事業等の計画等はあるのかどうか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 普門院と羽黒神社は史跡上杉治憲敬師郊迎跡保存修理年次計画に基づいて整備しておるところであります。平成20年度から国・県の補助金を活用しながら改修に取り組んでおり、羽黒神社は議員御承知のとおりもう改修が完了しておりますけれども、今、今度は普門院のほうの庫裏については、平成30年度で修理が完了しておりますけれども、今年度からは本堂の改修に取り組んでおるところであります。そういったことがありまして、全体改修について年次的に進めているというような現状であります。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） 昨年話になって恐縮なんですけれども、昨年10月に市制施行130周年記念の行事が終わりまして、そして関根の普門院において天然記念物淡墨桜の植樹祭が行われました。その際、東海市の鈴木市長が参道を歩いてこられて、普門院の門をくぐってこられたわけなんですけれども、そのとき中川市長とちょっと対面しまして、そのときに参道の整備要望を口にしていかれたわけなんですけれども、この御要望に対して市長のお考えをお聞かせいただければと思うんですけれども。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 確かに、昨年、鈴木市長さんのほうからそのようなお話をいただきました。それで、今先ほど申し上げましたように、あそこ一帯、羽黒神社から普門院に続く参道も含めて、史跡、敬師郊迎跡に指定されておりますので、先ほど申し上げましたように、いろいろ改修整備については年次計画を立てながら進めております。

そういった中であって、参道については、市道

ということもありまして、そこまでの計画は今進めていないところであります。ただ、東海市の鈴木市長さんからそういう本当にありがたいと思いますか思いやりのあるようなお話をいただきましたので、今後どういうふうに進めていくことができるかということについては、しっかりと応えていかなければならないのかなというふうに思っております。またお会いしたときに、こういった状況についてお話し合いをしながら、どのように進めていくことができるかということについても、いろいろ東海市長さんとお話をさせていただきたいとこのように考えております。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） ありがとうございます。ことしも多分お見えになると思いますので、よろしく願いいたします。

ちょうど関根の山門なんですけれども、羽黒神社から普門院の門のところまでずっと石畳だったそうです。その上に今現在アスファルトがかかっているということなものですから、そのアスファルトを除くと石畳がそのまま出てくると。ただ、そのまま石畳が出てきたんでは、今度は冬の除雪云々等で大変なことになってしまうと思いますので、そこら辺はいろいろ考えながらしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、先ほど広域災害のことについてちょっと申し上げたんですけれども、ちょっと御答弁いただいたわけなんですけれども、近年、先ほどの台風19号、それから地震等において大規模災害が多くなっているように感じます。自分の市町村が被害を受けて隣接も受けているというような状態のところも結構多くなっているということで、姉妹都市、これも同じく新潟県になるわけなんですけれども、ちょうど近隣で、そして万が一新潟沖地震があったときには米沢のほうに被災者が逃げてこられると。避難してこられると。また、物資等も米沢から新潟のほうに送ることが

できると。その逆に米沢等で被災した場合は新潟県のほうで引き受けてもらえるような計画等をしていただくとか、そういう輸送訓練の実施、それから実際に基づいた、机上だけでなく実際の实地訓練等について、近隣も含めてにはなるんでしようけれども、お考えはあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○鳥海隆太議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 本市では先ほどお話があったような研修とか詳細にわたる情報交換というのは行っておりませんが、相手の自治体の連絡先等については把握しておりますので、万一の場合はお互いの被災状況などについての情報交換を行いまして迅速な対応も可能であるというふうに考えております。平常時の取り組みをやっぱり強化するということは、災害発生時によりスムーズな連携ができることにつながっていきますので、取り組み内容を検討しながら事前対策の強化に努めていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 井上由紀雄議員。

○20番（井上由紀雄議員） 先ほど申し上げた東京の狛江市から新潟県まで4つの都県を縦断してきているわけです。そしてかつ全ての道路が、全ての道路というか主要道路が寸断されたにもかかわらず、旧川口町まで来ているところなものですから、今ヘリコプター等もございますけれども、ぜひ地上輸送のほうも考えながらしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

要望も加えまして、以上で質問のほうを終わらせていただきます。

○鳥海隆太議長 以上で20番井上由紀雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 4時43分 休 憩

午後 4時44分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、不登校、ひきこもり問題に対応する切れ目のない包括的支援体制の構築を、8番高橋英夫議員。

〔8番高橋英夫議員登壇〕（拍手）

○8番（高橋英夫議員） こんにちは。日本共産党市議団の高橋英夫でございます。

本日、長丁場の会議でしたが、きょうは最後ということで、ぜひともおつき合いますようお願いいたします。

さて、新型コロナウイルスの影響で、米沢の小中学校の卒業式はどうなるかというきのう質問があつて、きょうの朝、小中学校の校長を集めて話をするというふうなことがきのうあつたばかりだったんですが、きのうの会議が終わって夕方うちに帰りましたら、大変大きなニュースが飛び込んでまいりました。これまでになかった史上初めての出来事と言ってもいいと思います。小中高、特別支援学校、全てを3月2日から春休みまで休みにしようと、そういう要請を安倍総理が出したわけです。

考えてみれば、韓国の広がりはいの教会で集団感染をしたということが大きな原因ですから、確かに学校単位で大感染が起きたりということが起きれば、今の日本の医療体制ではベッドもない、人もいないという中で、医療崩壊、パニックを起こすという、大変危険だと。そういう危機管理のもとに大きな決断をしたということかと思ひます。

ただ、私はウイルスとの接触は家にいることで予防できるということはあるんですが、きょうの質問にも出しますが、子供たちが一斉に家で、恐らくはスマホやタブレットなどを使って、パソコンなどを使ってゲームに没頭すると、そういうゲーム障害とかメディア依存症とか言われ

ますそういったものに近づいていく、そういう温床に浸るということが全国一斉に行われるということについては、多少の危機感、いや大きな危機感を感じております。

では、早速質問に入ります。

15歳から64歳のいわゆる稼働年齢層の中で、メディアや研究者がひきこもり、孤立無業者と呼ぶ社会的な孤立状態にある人たちの増加が日本社会の直面する問題となっています。孤立・無業状態にある50歳代の子を80歳代の親が支え、親子共倒れのリスクを抱える「8050問題」もメディアの話題となっています。

昨年3月、内閣府は初めて行った中高年のひきこもりに関する調査結果を発表し、40歳から64歳までのひきこもりが全国で61万3,000人に上るとの推計値を明らかにしました。2016年に発表された15歳から39歳の若年ひきこもりの推計値54万1,000人と合わせると、ひきこもりの総数は115万人を上回ることになります。

これらの人たちが孤立状態に至った経緯はさまざまですが、その背景には過度の競争教育、長時間・過密労働、職場におけるストレスの増大、弱者たたきの風潮の蔓延、格差と貧困の拡大など日本社会の矛盾があります。実際、中高年ひきこもりのほとんどは就労経験があり、職場の問題で人間不信や心の病になったり、不景気で再就職できないまま無気力になった人たちが多数に上るという調査結果もあります。

専門家からは、ひきこもりを自己責任と捉えるのは誤りで、このまま現状を放置すれば、近い将来、膨大な貧困高齢者が生み出され、孤独死の激増など深刻な社会問題を引き起こしかねないという警鐘も鳴らされています。

孤立状態にある人や家族の相談に乗り、訪問・ケア・就労援助など、社会的支援の体制を国の責任で構築していくことが必要です。

厚生労働省は、昨年9月20日、市町村セミナーにおいて「ひきこもり支援施策の方向性と地域共

生社会の実現に向けて」という文書を配布しました。また説明しました。私は、米沢市でも、ここで示されている方向性を十分参考にしながら、早急に不登校、ひきこもり問題に対応する切れ目のない包括的支援体制を構築すべきと考えます。

それでは、質問です。

メディア依存症の一つであるゲーム障害は、昨年5月、世界保健機構（WHO）に新たな疾病として認定されました。WHOの国際疾病分類の約30年ぶりの改訂版「ICD-11」でギャンブル依存症などと同じ精神疾患に分類され、治療が必要な疾病として位置づけられました。

改訂版では、ゲームをする時間や頻度などを自分で制御できない、日常の関心事や日々の活動よりゲームを優先、日常生活に支障を来してもゲームを続ける、こうした状態が12カ月、重症であればより短期間続きますと、ゲーム障害と診断するとしました。

厚生労働省の2017年の調査では、中高生約93万人がゲームなどのネット依存のおそれがあると推計されました。5年前よりも一気に約40万人ふえました。

国内初のインターネット依存治療専門外来を設立した第一人者で、WHOに新疾病認定を働きかけてきた神奈川県横須賀市の久里浜医療センターの樋口進院長は、「ゲーム依存は薬物やアルコール依存などよりも治療が難しい」、「オンラインゲームはおもしろいようにつくられているし、終わりが無い。やめようと思っても、ゲームの向こうには相手がいる。また、脳の中で理性をつかさどる前頭葉の部分は成人するまでは働きが弱いことに加え、ゲームに依存している子供は前頭葉の一部が委縮するというデータも出ている」、「年齢が低いほど依存になりやすく、治療は難しい。予防は早ければ早いほどよい」と言っています。

小中高生のメディア依存、ゲーム障害などの問題に加え、最近社会問題化しているのが「スマホ

育児」です。子供をいつでもどこでも気軽にあやせることから、乳幼児期から子供にスマホをさせる親がふえています。子供は、スマホを相手に相当な時間を過ごすことになるでしょう。黙って夢中になっているので、お母さんはそのまま他のことをしたり、大人同士で会話したりする自由時間ができるでしょう。しかも、子供は泣いたりぐずったりしません。むしろぐずったときに便利に使う場面もあるでしょう。子供にとっては、本来ならお母さんに相手をされて、構われて、一緒に遊んでもらうアタッチメント・タイムが奪われているのです。これは頻度によっては深刻な問題を引き起こしかねません。

こうしたアタッチメント剥奪によって起こり得るのが愛着欠如や愛着障害です。程度の差はありますが、言葉のおくれや発達のおくれ、発達障害、自閉傾向などを引き起こします。これは特に低年齢の乳幼児期により起こります。つまり、赤ちゃんにスマホ育児は思った以上に深刻な問題を引き起こす可能性があります。

このように、乳幼児期から青年期までのスマホやゲームとの関係に目を向けたとき、早目早目の対策を講じていかないと、若者たちの未来がだめになってしまうほどの危険が横たわっていることに気づきます。

そこで、お伺いします。

乳幼児期、保育所、幼稚園、小学校、中学校の各段階、各現場において、スマホ育児、メディア依存の実態を調査し、その上で必要な対策を講じる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、小学校、中学校における図書室改革と校内フリースクールの設置についてお伺いします。といっても、先ほど佐藤弘司議員の質問で1回答えを聞いていますけれども、一応もう一回頭よりお伺いします。

図書室改革と校内フリースクールをセットにしたのは、2月7日のNHKの「あさイチ」で詳しく紹介された平川理恵さんの実践に感銘を受け

たことが背景にあります。現在、広島県の教育長である平川理恵さんは、もともとは会社員でした。その後、留学支援の会社を起業した際、世界中の500もの学校を見てきたそうです。41歳のときに横浜市の中学校に民間からの校長として採用され、図書室改革と校内フリースクールの設置に取り組み、この実践には全国からの注目を浴びました。

今回、私が不登校、ひきこもり問題というテーマの中でこの話題を取り上げるのは、先ほどのメディア依存、ゲーム障害などの克服や予防という観点から図書室も校内フリースクールも有効性が高いのではと考えたからです。

平川さんの実践内容を紹介します。

図書室をにぎやかにするには男子が鍵だと考えた平川さんは、男子生徒を集めて「自分たちが読みたい本を自分で選んで買ってきなさい」と現金を渡し、本を選ばせました。趣味の本、漫画本、ウルトラ怪獣の本など、男子にとって興味の湧く本をそろえました。図書室自体も、ソファを置いたり自由空間をつくるなど、リラックスして読書を楽しめるようにリノベーションしました。

その結果、それまで1日に20人ほどの利用しかなかった図書室に男子生徒たちが150人も集まってくるようになり、毎日本に触れることで自然に学力も向上したそうです。

また、並行して校内に設置したフリースクールも、登校も下校も本人の自由意思に任せつつ、とにかく好きな時間帯でいいから顔を出すといった緩やかな空間と位置づけて運営したところ、不登校がゼロになったそうです。

本市においても、このような学校図書室の改革と校内フリースクールの設置を行い、ひきこもり予備軍とも言えるメディア依存、ゲーム障害、不登校をなくす取り組みに着手すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目の質問は、ひきこもり、介護、生活困窮者など、複合課題の窓口一本化と包括的支援体制

の構築についてです。

厚生労働省は、昨年12月10日、ひきこもりを中心に、介護、困窮といった複合的な問題を抱えている家庭に対応するため、市町村の体制整備を促す方針を決めました。医療、介護など制度の縦割りをなくして窓口を一本化し、就労から居場所まで社会とつながる仕組みづくりを進める自治体を財政面で支援するもので、早ければ2021年度から実施するとのこと。いよいよ国も、「8050問題」に象徴されるこの社会問題の深刻さを認識し、その解決のために腰を上げた形です。

米沢市の現状はといえば、縦割りの窓口であり、包括的な受け皿はありません。相談したい人が市役所に訪れ、向かうべき窓口がどこなのか、非常にわかりづらい状況です。インターネットで、「米沢市、ひきこもり」と検索すると、まず出てくるのが「若者無業者への支援」というページであり、このページを作成・発信しているのは、産業部商工課です。もちろん若者への就労支援は重要ですが、就労以前の問題や悩みを抱えている人やその家族の実態を考えるなら、相談者の悩み、現状を包括的に受けとめる第1段階の窓口がどうしても必要です。窓口一本化と包括的支援体制の構築を急ぐべきと考えますが、いかがでしょうか。

壇上からの私の質問は以上です。

○鳥海隆太議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 私からは、初めに、(1)メディア依存症予防の取り組みをにおける本市の乳幼児健診における現状及び保育所、幼稚園等における対応についてお答えいたします。

子育てや子供の生活にスマートフォンやタブレット端末などがかわる機会がふえており、便利さの一方で、乳幼児期の利用が健康な発達に影響を及ぼす可能性が日本小児科医会により指摘されています。日本小児科医会では、テレビ・ビデオ等については、「全てのメディアに接触する総時間を制限することが重要であり、1日2時間ま

でを目安に」と提言しております。

本市では、1歳8カ月児健康診査時に「心と体が成長する幼児期においては、規則正しい生活、体の発達に沿った運動、楽しく遊ぶこと、豊かな体験・経験が大事であり、テレビの視聴時間を決めることなどが大切であること」をお話ししております。

また、3歳児健康診査では、1日のテレビ・ビデオ・スマホ・タブレットの視聴時間をお伺いしており、1日2時間以上になっているお子さんが平成28年度では47.2%、平成29年度では49.3%、平成30年度では52.5%と約半数となっています。

現在、3歳児健康診査、1歳8カ月児健康診査では、内閣府・厚生労働省等作成の「スマホ時代の子育て」のリーフレットを配布しており、その内容は、子供だけの使用はできるだけ避け、親子で楽しめるアプリの活用や、時間を決めて利用し生活リズムをつくること、大人が手本となり家族でルールをつくることなどがわかりやすく掲載されており、保護者の悩みに答える形になっています。

心と体の基礎づくりの大切な時期におけるスマートフォン、タブレット端末などのメディアの活用方法について、今後も乳幼児健診等の機会を捉え、小児科医の御指導を受けながら啓発に努め、メディア依存症予防に取り組んでまいります。

次に、保育所や幼稚園等の状況についてお答えします。

保育所等においては、各園さまざまな取り組みにより保護者への注意喚起、啓発活動を行っています。さきのリーフレット「スマホ時代の子育て」を園に掲示し、保護者への配布をするなどして活用しています。そのほか、園だより、クラスだより、ほけんだよりなど園発行の各種便りへの掲載、保護者向け講習会の実施、保護者懇談会での情報交換とさまざまな方法で保護者への注意喚起を促しています。

また、子供の様子から生活習慣の乱れが心配さ

れる場合には、その都度保育者が保護者に丁寧にかかわり、メディア漬けの悪影響を伝え、メディアに頼り過ぎない子育てを提案しております。

スマートフォンやタブレット端末などのデジタルメディアにつきましては、保護者が子育ての知識や技術を補うために使用されることがあるために、保護者には子供に対するメディアの悪影響についても伝え、メディアに頼り過ぎない子育ての支援をするためにも、今後とも各園から保護者へ啓発活動を継続していただくよう要請してまいります。

次に、（３）ひきこもり、介護、生活困窮者等複合課題の窓口一本化と包括的支援の構築についてお答えいたします。

少子高齢化が進展し、地域のつながりが希薄化する中、介護が必要な80代の親と50代の未就労独身の子供が同居する「8050」など、1つの制度では解決できない複合化した問題や、ひきこもり等の既存の制度では受けとめることが困難な制度のはざまにある問題など、生活課題の複雑・多様化は社会問題となっております。

本市においても、複合課題に対応するべく、それぞれの制度を所管する課で連携を深めておりますが、複数の窓口での対応が当事者の負担になったり、関係者間の情報共有が不十分で支援が行き届かない、また表面化していない問題にいち早く気づけないなど、相談支援の体制に課題を感じており、世帯の問題を丸ごと受けとめ、総合的に支援する体制が強く望まれているところは認識しているところでございます。

本市では、まず市民にわかりやすい福祉の窓口として、世帯の複合的な生活課題を丸ごと受けとめる「断らない相談体制」を組織的に構築することを検討してまいります。具体的にはこれからですが、当事者の話を聞きながら、本人も気づいていない課題を掘り起こしたり、必要な支援機関とつながりながら解決に向けた支援の方法や進捗を確認するなど、総合的に相談支援をコーディネート

ートする担当職員を配置し、ネットワークを生かした包括的・総合的な相談体制の構築を考えております。

なお、いつごろまでその体制ができるかにつきましては、現在検討段階に入ったところであり、人員的な課題もありますので、明確なお答えはできませんが、できるだけ早く実現できるように努力をしております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

〔今崎浩規教育指導部長登壇〕

○今崎浩規教育指導部長 私からは、小中学校におけるメディア依存症の予防の取り組み等についてお答えをいたします。

ゲーム機やスマートフォン等の情報端末の所有率、所有機器の種類、機器の使用目的等について県で調査を行っております。今年度の調査では、本市小学生のスマートフォンを含む携帯電話の所持率は約30%、中学生の所有率は約60%でございました。また、機器を使用する目的として、「ゲームをする」、「写真や動画を撮る・見る」が多いこともわかりました。また、平成29年度の全国学力・学習状況調査では、本市の傾向としましてDVD視聴時間やゲームをする時間が長い児童生徒の割合が県や全国より高い傾向にあったというふうなこともございます。

また、今年度は、市内2つの中学校でメディア依存度をはかるテストを実施いたしました。その結果、メディアの使用が「生活に問題をもたらしている」あるいは「重大な問題をもたらしている」という依存度が強い範囲に該当する生徒もいたところでございます。

現在、各小中学校においては、学級活動等の時間に、発達段階に応じて、心身ともに健康な生活を送ることができるようにするにはどのようにすればよいかを考える機会を設けております。その中で、ゲームやインターネットの使い方などについても学習し、メディア依存の予防に努めてい

るところでございます。

保護者に対しましては、授業参観、あるいは就学時健診、PTA活動などの機会を捉え、ゲーム、インターネットにかかわる状況、あるいは使う際の注意点等について研修の機会を設けております。

また、ノーメディアデーということで、そういった機器に触れないというふうな日をつくるという取り組みを今年度は全ての学校で行っております。校区によっては小中学校で連携して同じ時期にノーメディア期間を設定している校区もございます。

メディア依存を予防するために、今後も実態を適切に把握した上で、児童生徒への指導や保護者への啓発、家庭との連携を行っていくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

続きまして、学校図書館改革と校内フリースクール設置についてお答えいたします。

不登校につきましては、本市においても課題と捉え、前から取り組んでいるところでございます。数年前までは減少傾向にありましたが、ここ二、三年、また増加傾向になっております。国・県についても同様の結果になっております。やはり今までの不登校対策では賄えない、課題が解決しないというふうなところに来ているというふうに思います。そういった点では、議員お述べの図書館あるいは校内フリースクール、つまり居場所づくりというふうな視点はとても重要な視点ではないかというふうに思っております。

今後とも、図書館の整備、あるいは先ほどもお話し申し上げた別室について、通いやすい図書館、あるいは安心して過ごせる別室づくりをこれからも続けてまいりますけれども、そういった不登校の生徒等の居場所づくりというふうなことの視点でも整備を続けてまいりたいというふうに思っているところであります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 最初に唐突ですが、産業部長に質問ですが、先ほど紹介しましたように、インターネットで検索しますと産業部商工課の発信のページが出てきます。あのページを見て電話相談であったり、あるいは直接商工課のほうにそういったひきこもり関係の相談者がアクセスをしたということはありませんか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 伺ったことはございません。

○鳥海隆太議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） ですから、ネットで検索をしてあのページにたどり着いても、なかなかそれが相談には結びつかないということがありますし、今回つくられました第3期米沢市地域福祉計画というもののページをめくっていきますと、18ページを見ますと、わずかにひきこもりの現状というのが書いてあります。5行です、たったの。「また、ひきこもり支援については、県で相談窓口を設置しており、会議等での情報の共有やケースへの支援についての連携を図っていますが、ひきこもりサポーターやひきこもり支援に携わる人材は不足しているのが現状です。ひきこもりに対する支援については、相談窓口だけではなく、気軽に通えるような居場所を作っていくことも必要です」と書いています。これまでは、事実上、ほとんど未着手だったというようなことだと思うんです、この表現は。

それに対し、先ほど部長の答弁がありましたけれども、これからの計画として、今度は58ページを見ますと、ここには随分じっくりとした内容で相談窓口を構築するという話が出ています。特に、取り残さない相談窓口の充実とか、社会的に孤立した人の早期発見・早期対応を図るとともに、孤立死等を防止するための取り組みをしていますとか、非常に大事なことがいっぱい書いてあって、これはぜひともすぐにやってほしいと私は思っているわけです。聞き取りのときに「それい

つやるんですか」と聞いたら、「ううん、いつとはなかなか言えない、時間もかかるよ」という話だったので、そうであればこの、ここで取り組もうとしている話を1回ちょっと自分で見える化しようと思ったんです。

ここでちょっとお願いします。今タブレットのほうに飛ばしてもらいましたが、これはゆうべつくったんですが、私はお願いしたいし、また計画にもあるような窓口というのはこういったものじゃないかなと思っているんです、私は。ちなみに、これは厚労省が出した文書の中にも全国のあちこちの支援の例というのがありましたので、それも参考にしながら、それから計画も見ながら、つくったものでございます。やっぱりさっきから出ているように、世帯が抱える問題というのは非常に複雑化しているわけです。この真ん中の窓口、名称はどうでもいいですが、一応不登校・ひきこもり相談窓口、そして相談支援包括化推進員という言葉があります。

左下を見てください。これは厚労省の文書ですが、世帯全体の課題を的確に把握、多職種・多機関のネットワーク化の推進、相談支援包括化会議の開催などというのが厚労省がつくったプランの中に書いてあったので、そのまま支援員というか相談支援包括化推進員という名前を使わせてもらいました。

真ん中の四角は、これ市役所の庁内の体制です。外側は連携するさまざまな機関ということなんですが、こういうふうに見ますと、ほとんどのものがもう既にあります。あるんです。ですから、あとは担当者を配置して窓口を設置するということが、すぐに、ここは早目の検討でできるんじゃないかと思うんです。先ほど部長はできるだけ早くとおっしゃいましたので、大変うれしく思っているんですが、ここは最後に市長にお伺いしたいと思うんです。

こういう問題、ひきこもりであったり、8050であったり、本来であれば稼働人口、生産人口であ

るべき人たちがたくさん今います。そういう人たちのケアをやって、できれば社会参加をしてもらう、あるいは深刻なのは、例えば今持っている家や土地なんかの財産、こういったものもなかなか自分たちが健全なとき、意識のあるときにしっかりと相続までつなげて上手に処分ができるというところがもしかしたら難しいというケースもあるかもしれません。そうすると、そういったのは大変な負担として後々行政のほうに返ってくるというふうなことがあるので、これは一日でも早くこういった窓口をつくってそういう対応を急ぐべきではないかというふうに強く思っているんですが、最後の市長のお話、決断をお願いします。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 ひきこもり関係については、今まで、今日まで、もう議員おわかりのとおり、支援施設、With優とか、から・ころセンター、この施設のほうで本当に献身的に私は取り組んでいただいていたというふうに思っております。それに対して行政がどのように支援していくかということもありますし、ようやく厚生労働省でもこのひきこもりに対してしっかりと取り組みをやっていかなければならないという段階に来たのかなというふうに私は正直思っております。でありますので、今後こういった窓口をどのようにするか、先ほど議員からお述べになったものにもありますので、そこら辺はしっかりと支援策を見ながら取り組んでまいりたいとこのように思っております。

○鳥海隆太議長 以上で8番高橋英夫議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○鳥海隆太議長 以上をもちまして本日の日程は終

了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 5時14分 散 会

